

令和 5 年（2023年）10月 4 日（水曜日）

第 2 号

令和5年第3回
北海道議会定例会 予算特別委員会会議録

第2号

令和5年(2023年)10月4日(水曜日)

赤根 広介 君

中司 哲雄 君

喜多 龍一 君

出席委員

委員長

村木 中 君

副委員長

菅原 和忠 君

石川 さわ子 君

小林 千代美 君

清水 敬弘 君

板谷 よしひさ 君

鶴羽 芳代子 君

早坂 貴敏 君

前田 一男 君

丸山 はるみ 君

川澄 宗之介 君

淵上 綾子 君

山根 まさひろ 君

佐々木 大介 君

滝口 直人 君

林 祐作 君

浅野 貴博 君

大越 農子 君

太田 憲之 君

久保秋 雄太 君

道見 泰憲 君

中川 浩利 君

阿知良 寛美 君

中野渡 志穂 君

出席説明員

知 事 鈴木 直道 君

副 知 事 浦本 元人 君

同 土屋 俊亮 君

同 濱坂 真一 君

総務部長
兼北方領土対策
本部長 山本 倫彦 君

総務部職員監 谷内 浩史 君

総務部危機管理監 古岡 昇 君

財産担当局長 清水 章弘 君

財政局長 木村 敏康 君

原子力安全対策
担当局長 村松 卓己 君

財政課長 松林 直邦 君

総合政策部長 三橋 剛 君

総合政策部
次世代社会戦略監 水口 伸生 君

総合政策部
地域振興監 菅原 裕之 君

総合政策部
交通企画監 宇野 稔弘 君

総合政策部次長 清水 茂男 君

官民連携推進局長 所 健一郎 君

地域創生局長 大野 哲弘 君

交通政策局長 千葉 繁 君

【予算特別委員会 10月4日 第2号】

環境生活部長 加納孝之君
 環境生活部
 アイヌ政策監 相田俊一君
 自然環境局長 竹本広幸君

保健福祉部長 道場満君
 保健福祉部
 感染症対策監 佐賀井祐一君
 保健福祉部
 子ども応援社会
 推進監 野澤めぐみ君
 感染症対策局長 山谷智彦君
 子ども政策局長 東幸彦君
 医療体制担当局長 千葉修君
 地域支援担当局長 岡村卓治君
 感染症対策課参事 工藤晴光君

経済部長 中島俊明君
 経済部観光振興監 榎信彦君
 経済部食産業振興監 仲野克彦君
 経済部
 ゼロカーボン推進監 今井太志君
 経済部次長
 兼経済企画局長 佐藤秀行君
 経済部次長
 兼誘客担当局長 小田桐俊宏君
 食関連産業局長 林優香君
 地域経済局長 磯部政志君
 ゼロカーボン産業
 担当局長 川畑千君
 次世代半導体
 戦略室長 青山大介君

農政部長 水戸部裕君
 農政部
 食の安全推進監 野崎直人君
 生産振興局長 牧野充君

水産林務部長 山口修司君
 水産基盤整備
 担当局長 藤田瑞代君
 水産食品担当課長 小林成行君

建設部長 白石俊哉君
 建設部建築企画監 細谷俊人君

会計管理者
 兼出納局長 森隆司君

企業局長 辻井宏文君

道立病院部長 岡本收司君

教育庁
 教育部長 北村英則君
 兼教育職員監

選挙管理委員会
 事務局長 上田哲史君

人事委員会
 事務局長 佐藤則子君

警察本部長 尾辻英一君

労働委員会
 事務局長 田辺きよみ君

監査委員事務局長 佐藤隆久君

収用委員会
 事務局長 表谷吉恭君

議会事務局職員出席者

議事課参事 富永誠君

議事課主幹	加藤隆行君	同	大西健君
同	三上健治君	同	井端卓君
議事課主査	杉崎正君	同	青柳和彦君
同	斉藤晃俊君	同	福井宏次君
同	藤田知樹君	同	甲斐友規君
同	中川典彦君	同	馬場貴史君
同	吉本麻美君	同	澤田真一君
同	中澤正和君		

午前10時1分開議

○村木中委員長 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

[杉崎主査朗読]

1. 分科正・副委員長について

第1分科委員長に	久保秋雄太委員
同 副委員長に	淵上綾子委員
第2分科委員長に	浅野貴博委員
同 副委員長に	山根まさひろ委員

がそれぞれ当選した旨、報告がありました。

1. 本日の会議録署名委員は、

石川さわ子委員
鶴羽芳代子委員

であります。

○村木中委員長 それでは、議案第1号ないし第4号を一括議題といたします。

1. 各分科委員長の報告

○村木中委員長 この際、各分科委員長から、分科会における審査経過の報告を求めます。

第1分科委員長久保秋雄太君。

○久保秋雄太第1分科委員長 私は、第1分科会に付託されました議案審査の経過につきまして御報告申し上げます。

御承知のとおり、本分科会は9月27日に設置され、同日、正・副委員長の互選を行いますとともに、付託議案の審査方法等につきまして協議を行い、9月29日から、第1分科会各部所管に関わる令和5年度北海道一般会計補正予算を中心に、道政各般にわたって慎重かつ熱心な質疑が行われ、10月3日、付託議案に対する質疑を終了した次第であります。

【予算特別委員会 10月4日 第2号】

各部所管に関わる質疑並びに質問の概要につきましては、配付の報告書により御承知願いたいと思います。

なお、ヒグマ対策の在り方、新たな総合計画と地域づくりの方向性、本道の国際化、予期しない妊娠への対応等などに関しては、総括質疑に保留されておりますことを申し添えます。

以上、本分科会に付託されました議案審査の経過を申し上げ、私の報告を終わります。（拍手）

（上の審査報告書は巻末に掲載する）

○村木中委員長 御苦労さまでした。

第2分科委員長浅野貴博君。

○浅野貴博第2分科委員長 私は、第2分科会に付託されました議案審査の経過につきまして御報告申し上げます。

御承知のとおり、本分科会は9月27日に設置され、同日、正・副委員長の互選を行いますとともに、付託議案の審査方法等につきまして協議を行い、9月29日から、第2分科会各部所管に関わる令和5年度北海道一般会計補正予算を中心に、道政各般にわたって慎重かつ熱心な質疑が行われ、10月3日、付託議案に対する質疑を終了した次第であります。

各部所管に関わる質疑並びに質問の概要につきましては、配付の報告書により御承知願いたいと思います。

なお、ALPS処理水の海洋放出、電通北海道による過請求事案、本道経済と価格高騰等経済対策、物価高騰対策などに関しては、総括質疑に保留されておりますことを申し添えます。

以上、本分科会に付託されました議案審査の経過を申し上げ、私の報告を終わります。（拍手）

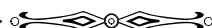
（上の審査報告書は巻末に掲載する）

○村木中委員長 御苦労さまでした。

以上をもちまして、各分科委員長の報告は終わりました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時5分休憩



午後1時32分開議

○村木中委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、御報告いたします。

理事会において、太田委員のALPS処理水の海洋放出への対応等について、早坂委員のふる

さと納税の取組については、大越委員のALPS処理水の海洋放出についてに組み入れること、なお、林委員、大越委員、丸岩委員、佐々木委員、早坂委員の総括質疑保留事項は、太田委員が一括して質疑を行うこと、また、道見委員の新たなモニタリングについては取り下げること、淵上委員の電通北海道による過請求事案について、川澄委員の電通北海道による過請求事案については、中川委員の電通北海道による過請求事案についてに組み入れること、清水(敬)委員のALPS処理水の海洋放出に伴う海洋生態系及び水産業への様々な影響懸念については、同委員のALPS処理水の海洋放出における影響懸念についてに組み入れること、菅原委員の道有財産の有効活用については、淵上委員の道有財産の活用についてに組み入れること、なお、淵上委員、清水(敬)委員、川澄委員、小林(千)委員、山根委員の総括質疑保留事項は、中川委員が一括して質疑を行うこと、また、清水(敬)委員の水産業・林業における人材確保対策について、菅原委員の野生鳥獣対策等について、小林(千)委員の高レベル放射性廃棄物問題については取り下げること、石川委員の新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について、困難な問題を抱える女性への支援について、新たな北海道総合計画について、赤根委員のゼロカーボン北海道については取り下げること、中野渡委員の道産水産物の輸出について、食の輸出については、同委員の北海道食の輸出拡大戦略についてに組み入れること、阿知良委員の国の経済対策に関連する道の取組については、中野渡委員の物価高騰対策についてに組み入れること、阿知良委員の総括質疑保留事項は、中野渡委員が一括して質疑を行う旨、それぞれ申出がありましたので、御了承願います。

1. 総括質疑

○村木中委員長 これより、分科会において質疑を保留された事項について総括質疑を行います。

順次、発言を許します。

太田憲之君。

○太田憲之委員 それでは、私から、大越委員、丸岩委員、佐々木委員、林委員、早坂委員の総括質疑保留事項を併せて、順次伺ってまいります。

初めに、ALPS処理水の海洋放出に関し、まず、水産業への影響についてであります。

処理水の海洋放出に反発する中国政府が日本産水産物の全面的な輸入停止に踏み切ったことに対し、国は、既に用意されていた基金に加え、予備費を活用した総額1007億円の政策パッケージを9月に取りまとめたところではありますが、ホタテガイやナマコ等の中国向けの販売ルートが閉ざされ、道内港からの水産物輸出額の6割以上を中国が占める本道においては、在庫の大幅な増加や価格下落、一部地域では水揚げを制限するなど、様々な影響が出ており、漁業をはじめとする地域経済への深刻な影響が生じているところでございます。

各部審査においては、道内への影響をはじめ、今回提案されている補正予算や国が示した支援策による今後の対応についてお伺いをし、国内外での消費の拡大や輸出先国の多角化を進めるなどの御答弁がありました。

中国による輸入停止措置がいつまで続くかは不透明であり、長期化すれば、本道の水産業に与

える影響がさらに拡大することが懸念されます。

漁業関係者への影響を把握し、対策を進めることが必要と考えますが、道として、今後どのように取り組むのか、知事の考えをお聞かせ願います。

○村木中委員長 知事鈴木直道君。

○鈴木知事 本道漁業への影響に対する対応についてであります。中国による輸入停止措置により、ホタテガイをはじめとする本道漁業に大きな影響が懸念されましたことから、道では、直ちに経営相談の窓口を開設いたしましたほか、生産、加工、流通関係者で構成をする連絡協議会の開催や、私自身、産地を直接訪問するなどして、関係者の皆様の声を丁寧にお聞きしてきたところであり、本道で深刻な影響が生じていると受け止めております。

こうした中、先日発表されました貿易統計では、8月の中国向けホタテガイの輸出額が7割減少となるなど、大きな影響が生じておりますことから、道では、今定例会で提案している量販店を中心とした消費拡大の緊急支援や、「食べて応援！北海道」キャンペーンの取組に加え、学校給食への活用など、国内外での消費拡大や持続的な生産に向け、加工体制の強化といった対策を切れ目なく進めるとともに、各種支援策が本道の実情を踏まえた内容となり、漁業者の皆様が将来にわたり安心して漁業を営むことができるよう、関係団体とも連携し、国に繰り返し強く求めるなど、各般の対策を迅速かつ適切に講じてまいります。

○太田憲之委員 それでは、次に、地域の事業者への対応についてお伺いします。

各部審査では、中国が日本産水産物の輸入を全面停止する措置を取ったことによる関連産業への対策についてお伺いし、担当部からは、地域を支える関連事業者の方々が事業継続できるよう取り組む旨の答弁がありました。

現在、国の約1000億円規模での政策パッケージの下で、漁業や水産加工業などへの支援が行われておりますが、直接、間接の影響が観光や農業といった分野にまで広く影響することが懸念される状況となっております。

漁業者の方々はもとよりであります。消費者にまで続く様々なサプライチェーンでそれぞれ役割を担われている事業者の方々への十分な目配せを怠ることなく、きめ細やかな支援を届けることが重要ではないかと考えます。

知事は、このたびの処理水放出の影響を受ける事業者の方々の状況をどのように受け止めており、今後どのように対応するのか、改めて知事の考えをお聞かせ願います。

○鈴木知事 関係事業者の方々への対応についてであります。中国による日本産水産物の輸入停止措置により、道内では、ホタテガイなどの産地価格の下落に加えまして、水産加工会社の在庫の増加や他地区の倉庫への移送コストの増大など、漁業はもとより、加工や流通などで大きな影響が生じており、今後は、観光など幅広い産業に波及するおそれがあると認識をしております。

このため、道では、本庁、振興局に設置いたしました特別相談窓口や企業訪問などを通じ、事業者の方々のニーズを丁寧に把握し、庁内連絡会議により緊密な情報共有を図り、国の支援策の

活用を促すとともに、道の融資制度の活用による運転資金の確保、機械化など加工能力の強化、新たな輸出先の開拓などに取り組みますほか、国に対し、加工や流通など影響を受ける全ての事業者の皆様への迅速な支援を強く働きかけるなど、地域を支える関連事業者の皆様へ寄り添いながら、将来にわたり安心して事業を継続できるように、私自身、先頭に立って、きめ細かに支援に取り組んでまいります。

○太田憲之委員 それでは、次に、ふるさと納税の取組についてお伺いをいたします。

各部審査では、このたびの中国による日本産水産物の禁輸措置などで深刻な影響が懸念される産地への支援策として、道が進めております「食べて応援！北海道」キャンペーンの一環として行っているふるさと納税を活用したPR活動の一層の展開、具体的には、第2弾の取組についてお伺いをしたところではありますが、明確な答弁がありませんでした。

福島県をはじめ他県でも影響が生じているところではありますが、ホタテガイなど、本道の水産物の輸出が被った影響は甚大であり、国内最大の影響が生じていると言っても過言ではありません。

道は、ふるさと納税を活用した第2弾の取組を早急に取りまとめ、速やかに実施に移していくべきと考えますが、知事の見解をお聞かせ願います。

○鈴木知事 ふるさと納税を活用した第2弾の取組についてであります。本道においては、このたびの中国による輸入停止措置により、ホタテガイをはじめ、水産業など関連産業に影響が生じております。国内消費を拡大するためには、ふるさと納税の活用が有効と認識をしております。

このため、先月には、取組の第1弾として、道のウェブサイトに関連の道内市町村によるふるさと納税の返礼品などを紹介する特集ページを開設し、そのPRを行ってきたところであります。

こうした中、現時点におきましても中国の輸入停止措置が続いていることから、道としては、取組の強化に向け、市町村や関係団体の御意見も伺いながら、近日中に第2弾を展開することとし、ホタテを活用した数量限定の水産物応援セットやお節など、新たな返礼品を追加しまして、話題喚起を行いますとともに、ウェブ広告の活用や北海道物産展など首都圏で開催する各種イベントも活用して、市町村の取組をより一層PRすることなど、ふるさと納税を活用した水産物の消費拡大を促進し、関係者の皆様へのさらなる支援につなげてまいります。

○太田憲之委員 中国による禁輸措置に係るホタテ等の水産物への影響に関しては、本当に先の見えない状況でございます。そういった中で、これまでも、食堂で取り組んだり、企業のほうで使っていただくような様々な取組を行っていることもありがたいと思いますが、先日、上京した際に羽田空港のどさんこプラザを見せていただきましたら、真ん中のほうに知事の顔とともにホタテをPRするブースがしっかりと設けられていたところを見て、頼もしく思ったところでございます。

今回のふるさと納税に関しましても、道民は納税できないので、道外の方々にこうやって注目

をしていただいて、喚起に結びつけるということでもありますので、ぜひとも、そういった知事の強いPRの力をこういったところにもこれからも大いに使っていただくようお願いするところがございます。

それでは、次に移ります。

北海道食の輸出拡大戦略についてお伺いをいたします。

各部審査では、中国向けの道産水産物の輸出急減といった最近の状況を踏まえ、第3期となる来年以降の輸出拡大戦略の対応についてお伺いをしましたが、次期戦略に関しては、目標とする水準や取組について慎重に検討する旨の答弁にとどまりました。

中国の発表を踏まえ、現在の禁輸措置が暫定的との見方もありますが、先行き不透明であることは否めないと考えます。

しかし、こうしたときであるからこそ、道は、現状に即した基本的な戦略の方向性を、従来の形式や枠組みにこだわることなく、早急に打ち出す必要があるのではないかと考えます。

知事は、今後、道産食品の輸出拡大戦略について、どのように対応していく考えなのか、お聞かせ願います。

○鈴木知事 次期輸出拡大戦略についてであります。次期戦略の策定に当たっては、今般の中国の輸入停止措置による影響は非常に大きく、現時点で今後の影響の広がりを見通すことは困難な一方で、力強い本道経済を構築していく上で、輸出の拡大により海外の成長力を取り込むことの重要性には変わりがなく、中国の措置をきっかけとしたグローバルリスクへの対応を含め、道産食品の輸出拡大に切れ目なく取り組んでいく必要があると認識しております。

このため、道では、国際情勢や本道の輸出を取り巻く状況を注視しつつ、輸出に意欲を持つ事業者の皆様や業界、経済団体などと密接に連携をしながら、道産食品のさらなる海外販路の拡大に向けて、品目の拡大や輸出先国・地域の多角化など、次期戦略の年度内策定に向け、今後の方向性を早急に取りまとめてまいります。

○太田憲之委員 これに関しましては、これまでも、輸出に前向きな人材の育成、また、輸出に意欲を持つ事業者との連携もやってきたかと思っておりますので、ぜひとも、守りの中にも攻めの姿勢をしっかりと維持していただいて、戦略を打ち出していただければなと思うところがございます。

それでは、次に移ります。

ヒグマ対策の在り方についてお伺いをいたします。

我が会派の代表質問では、道内で相次ぐヒグマの出没や被害への対応についてお伺いをし、知事からは、春期管理捕獲強化や振興局への専門職員配置を検討するとともに、管理計画の見直しも視野に対策を強化する旨の御答弁がありました。

また、各部審査では、人と緊急対策に関する今後の具体的な取組について伺いましたが、人に関しては、専門的職員の確保と配置による振興局体制の対応力強化に取り組むことや、より一層の関係機関との連携強化を進めること、また、緊急対策に関しては、ゾーニング管理の導入に向

けた検討を進めることや、春期管理捕獲強化に向けた効果的な方策の具体的な検討を行うこと、さらに、管理計画の充実に向けた見直しを視野に、抜本的対策強化に取り組むといった答弁があったところです。

今年に入ってから市街地周辺までヒグマの目撃情報が相次ぎ、過去と比べましても、ここ5年間で目撃件数が最多となっている現状と、今や道民の日常を脅かすようになったヒグマへの対応について、無策では問題がさらに深刻化しかねない状況を踏まえると、道民の生命や財産を守るためのヒグマ対策は、猶予できない喫緊の課題となっていると思います。

道民の皆様の不安や、安心して学習し遊びたい子どもたちの願いに応えるために、今後の緊急的なヒグマ対策の具体策を早急に行うとともに、振興局への専門人材の配置やゾーニングの導入についても、その時期や効果などについて速やかに方針を明らかにするべきと考えます。

今後、振興局の体制強化や春期管理捕獲の効果的な方策、さらには、管理計画の充実に向けた見直しなどの検討といった早急な対応が求められるヒグマ対策について、今後どのように取り組んでいくのか、知事にお伺いをいたします。

○鈴木知事 ヒグマ対策の在り方についてであります。人とヒグマとのあつれきがかつてないほど高まり、危機的な状況に直面をしております。

道としては、早急に地域対応力の強化を図るため、先月実施した本庁ヒグマ対策室の強化に加え、今月中にも、14振興局の環境生活課の職員を本庁に兼務発令し、本庁、振興局が一体となり、機動的に市町村を支援する体制を構築してまいります。

また、専門的職員の育成確保に努めますとともに、地域の推定生息数の詳細な把握を進め、出没状況や被害の状況などを踏まえ、次年度に向けて職員の優先的な配置を検討するほか、行政、狩猟者、専門家、道警などの関係者が一体となって、迅速に実効性のある対応ができるように連携強化を進めてまいります。

加えて、春期管理捕獲については、ハンターの育成に加えまして、問題個体の駆除の推進などといった目的を市町村と十分共有するとともに、来年の実施に向けて、積極的に捕獲を促すための効果的な方策の検討を速やかに行ってまいります。

こうした取組に加えまして、ヒグマ管理の方向性を示すヒグマ管理計画については、適正管理のための捕獲目標の設定やゾーニング管理の導入などについて検討を進め、計画の充実に向けて見直しを行うこととし、人とヒグマが共存する社会の実現を目指し、一層の危機感を持って、早急に抜本的なヒグマ対策の強化に取り組んでまいります。

○太田憲之委員 ヒグマ対策については、今回、代表質問から我が会派としても大きく取り上げさせていただきました。まさに目の前にある危機的な状況は、今現在も変わっていないと感じるところでございます。

他県の事例を言いますと、島根県や兵庫県に関しましては、こういった専門的人材を登用して、うまく配分をし、また、人材を育成して、駆除を効率的に行っている、そういった事例もあると伺っているところでございます。

そういった中でも、今回、様々な人材のことについて御答弁いただきましたが、やはり、人材の育成に関しては、ある程度、機会や時間を与えなければなりません。最短で10日程度の研修をやらなければ、戦力として活躍できるようにならないという意見もございます。

北海道には、酪農学園大学や知床財団、ヒグマの会など様々な会がありますので、こういった会と協力して、研修、または育成の機会をどんどんつくっていただきたいと思うところでございます。

過去には、道東の4振興局限定でエゾシカの主査ポストを設置したということがあったやに聞いておりますが、他部署から異動してきて、まだ見識のない職員さんであったため、なかなかそれを有効に生かすことができなかつたやに伺っているところでございます。

今回も他部署からいろいろ動かしてくるとのことですが、その方々が、もともと見識のある方はもちろんですが、見識のない方でもしっかりと育成をすることによって活躍できるような人材にしていくことが急務であります。現場に出ることも重要でございますので、ぜひとも、そういったことを職員さんができるような体制づくりをしっかりと行っていただきますようお願いを申し上げます。

それでは、次に、新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いいたします。

各部審査では、最近の感染状況や道民への注意喚起の目安をはじめ、今後の医療提供体制、新たな予防計画の策定に向けた取組などについてお伺いをいたしました。

5類移行後、イベント等が再開され、夏休みやお盆の帰省など、人の移動が活発化した夏場に感染が拡大するとともに、ヘルパンギーナやRSウイルスといった、いわゆる小児の夏風邪等も流行いたしました。

昨年は、10月から12月にかけて新型コロナウイルスの感染が拡大して、猛威を振るったところではありますが、今年は、例年より早く季節性インフルエンザが流行入りしていることから、今後、秋から冬にかけて新型コロナウイルス感染症と同時流行することも懸念されます。

10月からは病床確保料等が見直された中、今後の感染拡大に備え、医療体制の一層の充実強化を図りますとともに、道民に対してタイムリーな注意喚起を発出することが必要ではないかと考えます。さらに、新興感染症等の発生や蔓延防止に向けた備えなど、感染症対策を取り巻く情勢変化に的確に対応していくことも求められます。

知事は、道民の健康と命を守るために、今後、感染症対策にどのように取り組んでいく考えなのか、お聞かせ願います。

○鈴木知事 感染症対策への取組についてであります。感染症は、発生時期や規模など、事前予測が難しく、一たび発生すると、感染拡大防止や医療体制の確保など、迅速かつ的確な対策が求められることから、その対応には、道はもとより、医療機関や関係団体、市町村など、様々な方々の御理解や御協力をいただきながら、連携して取組を進めていくことが重要であります。

先月、国では、新型コロナウイルス感染症の医療に係る移行計画を今年度末まで延長し、通常医療への移行をさらに進めることとしたところであり、道では、この考えの下、軽症や中等症、

重症患者の方々への対応など、医療機関の役割分担の調整や、医療機関等にも御協力いただき、入院患者の方々の受入れや外来対応の促進にも努めながら、感染拡大時には、人工呼吸器が必要な重症患者用の病床など、必要な医療提供体制の確保に一層取り組んでまいります。

また、道民の皆様には、これまで、定点把握に加え、病床使用率の上昇や外来患者の方々の急増などの状況を医療機関にも確認するとともに、季節や連休、大規模イベントも勘案するなどしながら、地域の感染状況をきめ細かに把握しつつ、適時的確に呼びかけてきた中、先般、国が示した暫定的な目安のうち、データの信頼性が高くかつ分かりやすい、定点当たり報告数の30人を新たに注意喚起の際の判断要素の一つに加え、早め早めに呼びかけながら、道民の皆様の感染予防意識を高めてまいります。

さらに、新たな感染症危機にも備えるため、改正感染症法の下、次の感染症予防計画の策定に向け、現在、医療や福祉などの専門家の方々から成る北海道感染症対策連携協議会等での協議や、北海道感染症対策有識者会議で、これまでの対応を検証しているところであり、国の基本指針にも鑑みつつ、この間の新型コロナ対応で得た経験や知見も踏まえながら、新興感染症等の発生・蔓延時における応援職員による保健所の即応体制の確保とともに、病床や発熱外来の確保等の医療措置について、知事と医療機関等が協定を締結する新たな仕組みの運用など、実効性ある取組を計画に盛り込んでまいります。

道としては、今後も、広域分散など、本道の地域事情を踏まえつつ、新型コロナや新興感染症等の発生・蔓延時でも、しっかりと道民の皆様の命と健康を守ることができるよう、医療機関や医師会等の関係団体、市町村とも連携をしながら、全道一丸となって感染症対策に取り組んでまいります。

○太田憲之委員 10月1日から、いろんなことが変わる中で、確保病床の見直しがあること、また、インフルエンザの急増等もありますことから、皆さんがこの秋に向けて様々な面で不安を感じているところでございます。

ただいま御答弁いただきましたが、そういったイベント等が増えて、また感染者が増えて、また以前のようなことにならないよう、そういった不安を払拭するべく、しっかりと道民の皆様の命と健康を守っていくような取組を引き続きお願いするところでございます。

それでは、次に移ります。

生成A Iについてお伺いをいたします。

各部審査では、さきの定例会での我が会派の代表質問に対しまして、知事から、試行的な取組も含め、検討を進める旨の答弁があったことを受けて、現在の取組状況についてお伺いしましたが、道の取組は、道内外の自治体と比較しても慎重かつ消極的であり、時代の流れに大きく取り残されるのではないかと危惧するところでございます。

生成A Iの活用は、行政事務の効率を飛躍的に高める可能性が高く、また、創造性が求められる新たな事業創出等にも大きく寄与する可能性があると考えます。

知事は、生成A Iなどの進展に伴い、ますます需要が高まると期待されている次世代半導体の

生産拠点形成には、スピード感を持って取り組む姿勢を繰り返し述べられておりますが、道庁での生成A Iの活用となると、なかなか積極的な姿勢が見られず、次世代半導体の可能性やその利用に関する認識に道庁内でそこがあると受け止められかねません。

次世代半導体の可能性に確信を持っておられるのであれば、道庁内における生成A Iの活用検討にも積極的に取り組む必要があるのではないかと考えます。

知事は、生成A Iの将来性についてどのように考え、庁内での生成A I活用に向けた現在の取組状況についてどのように認識しており、今後どのように対応していく考えなのか、お聞かせ願います。

○鈴木知事 生成A Iの活用についてであります。チャットG P Tをはじめとする生成A Iは、様々な分野に変化をもたらす革新的な技術であり、職員の業務負担軽減や住民サービスの向上などにつながることを期待され、道の業務の進め方を変革する可能性があるものと認識しております。

このため、道におきましても、生成A Iの活用に関する検討を進め、職員が生成A Iを活用する場合の注意事項や有効な活用方法などをまとめたガイドラインを作成するとともに、職員が安全に利用できるシステム環境を整備しているところであります。この環境が整う今月下旬から試行を開始する考えでございます。

道としては、今回の試行の取組を通じまして、職員の生成A Iの活用に関するメリット、デメリットについて理解を深めますとともに、道の業務でどのように有効活用できるかや経費を含めた課題などについて洗い出し、開発や利用に関する国際的なルールづくりの動向も踏まえながら、今後、さらなる活用が図られるよう取り組んでまいります。

○太田憲之委員 この点に関して、今、御答弁いただきました。生成A Iの活用については、メリット、デメリットがございます。もちろん、メリットもございますが、例えば、これに依存してしまうことによっては、自らが考える力を失ってしまう、想像力を失ってしまう、こういった懸念もあるところでございます。

同時に、特に道庁等は、セキュリティーの問題も大きく関わっていると伺っているところでございます。もちろん、そういったデメリットも含めた上でも、広域自治体である北海道が生成A Iを活用することによるメリットも非常に多くあると考えます。

教育分野でも、検討、検証が進められているところであり、また、道内の各自治体でも、そういった検討、導入が進んでいるところでございます。

生成A Iについては、最初に出た頃から我が会派等々でもいろいろただしてきているところでございますので、道におかれましても、ぜひとも前向きな検討を進めていただくようお願いを申し上げ、次の質問に移ります。

土地信託事業についてお伺いをいたします。

各部審査では、道が信託受益権売却の方針を示しているプレスト1・7の土地、建物について、今後の長期修繕計画や道が賃貸事業を継続した場合の収支見通し、道庁周辺の土地利用に関

する将来的な行政需要への対応といった観点から質問を行いました、いずれも明確な答弁がありませんでした。

道が明確な答弁を行えない背景には、所有権が道から受託者に移るという信託契約固有の事情があるとも伺っておりますが、道民の皆さんに納得していただけるよう、透明性の高い明確な情報を提供し、議論を深めることができなければ、信託受益権売却という形でのプレスト1・7の土地、建物を今直ちに売却することが道民の将来的な利益になるのか、それとも、将来負担になるのか、これを判断することが困難ではないかと考えます。

知事は、こうした状況をどのように受け止めており、今後どのように対応していく考えなのか、お聞かせ願います。

○鈴木知事 プレスト1・7についてであります、道では、昨年2月の事業総括の取りまとめから約1年半が経過したことや、道議会での御議論も踏まえ、現在、改めて、外部有識者の方々から御意見をお伺いし、社会経済情勢や不動産市況の変化などを確認するとともに、信託財産の取扱いについて、複数のケースの収支試算を行い、これらの途中経過やプレスト1・7の長期修繕の状況などを、予算特別委員会においては各部審査の中でお示しをさせていただいたところでございます。

また、道庁周辺の道有地の状況などから、プレスト1・7とその敷地は、今後も行政目的に利用しない普通財産として取り扱うことが適当だと考えているところでございます。

道としては、今定例会にお諮りしている1年の延長期間内で信託財産の取扱いに係る手続を終えることが必要との認識の下、外部有識者の方々からさらに御意見をお伺いし、収支試算も含め、御議論いただくためのより客観的かつ具体的な情報を早期に提示するなど、信託財産の適切な取扱いが図られるよう取り組んでまいります。

○太田憲之委員 御答弁いただきました。先ほどの質問でも問いかけさせていただきましたが、透明性の高い明確な情報提供がないと、なかなか判断が難しいことかと思えます。

外部有識者からも御意見をいただきますが、外部有識者に対しても、出すことが難しいものもあるのも承知しておりますが、しっかりとした数字、判断材料の要となる数字に関しては、しっかりと提示をしていかなければならないと思えます。これを残して活用することが道民利益となるのか、それとも、売却してその予算を別に活用することが利益となるのか、これをしっかりと正しく判断できるよう、情報を早期に提示という御答弁をいただきましたので、そのようにしていただけるように切にお願いするところでございます。

次に移ります。

交通政策についてお伺いいたします。

各部審査では、JR北海道の維持困難線区、いわゆる黄色線区に関する実務者レベルの認識共有などについて質疑を行わせていただきましたが、本道の公共交通をめぐる課題は幅広く、我が会派としては、今回の定例会に限らず、これまで様々な観点から知事の認識や姿勢を伺ってまいりました。

今月からは、改正地域公共交通活性化再生法が施行され、全国的にも鉄道やバスといった公共交通の在り方を考えようとする動きが見られるところであります。

こういった動きがある中で、道内においては、交通に関する課題の中でも、一朝一夕には解決することが困難なJR北海道の黄色線区に関する総括的検証を控えており、沿線首長などは大きな懸念を抱いており、知事にはその思いが伝えられているところであります。

また、鉄道交通に限らず、地域や住民生活に密着した乗合バスをはじめとする公共交通の行く末には、住民の方々が不安を募らせていると伺っております。

これらの課題の大きさと重さにつきましては誰もが肌身に感じており、その解決に向けては、沿線市町村と道の関係者が知事や市町村長から実務担当者までと認識を共有し、道としての考え方や具体的な方向性を示すことが、本道の公共交通を取り巻く課題を解決していく上で重要となります。

知事は、公共交通を取り巻く現状や課題をどのように受け止めており、今後どのように対応していく考えなのか、知事の考えをお聞かせ願います。

○鈴木知事 交通政策についてであります。地域の暮らしや産業を支える上で欠くことのできない公共交通については、少子・高齢化の進展や人口減少などの影響による日常の利用者の減少や、燃油の高騰、さらには、輸送を担う人材不足などにより、大変厳しい経営状況に置かれているものと認識をしております。

こうした中、今年度中に予定されているJR北海道の単独維持困難線区に関する総括的検証に当たっては、沿線首長からは、コロナ禍やその影響により利用促進に十分に取り組みなかったという意見を伺っており、私自身としても、こうした地域の思いを深く受け止め、線区別の収支や輸送密度といった数値目標の達成状況のみで評価されることのないよう、引き続き、JRや国に働きかけるとともに、人流、物流の双方において重要な役割を果たす本道鉄道の魅力や、ネットワークとしての重要性、価値などを発信し、さらなる需要喚起を図ってまいります。

また、足元の地域交通を支えるバス運行に関しては、利用者の減少に加え、運転手不足などにより、路線の縮小や廃止を余儀なくされている状況の中、国の補助制度を活用した運行費補助を基本とし、必要な予算の確保や路線の最適化とともに、喫緊の課題である担い手確保などについて取り組んでまいります。

道としては、今後、市町村や経済界、消費者団体などで構成する北海道運輸交通審議会における御議論を通じて、交通を取り巻く幅広い課題に一つ一つ丁寧に向き合いながら、多様な主体との連携の下、北海道交通政策総合指針に掲げる各般の施策の推進を図り、地域の実情に応じた公共交通の維持確保に向けて、しっかり取り組んでまいります。

○太田憲之委員 ただいま御答弁いただきました。

JR北海道の問題に関しては、非常にまだまだいろいろな思いがある問題であります。それと同時に、2024年問題、輸送問題に関する大きなそういった時期も迫っている中で、今、バス運行に関しても運転手不足になっておりますので、いろいろなバス転換等も含めた上で、日々刻々

と状況が変わっておりますので、バス運行に関して、しっかりと運行を保障するのであれば、国の補助制度を活用した運行費補助、こういったものをしっかりとやっていただくようお願いを申し上げる次第であります。

次に、価格高騰対策についてお伺いたします。

各部審査では、物価高騰の影響を大きく受け、非常に厳しい経営状況に置かれております中小・小規模事業者にとって特別高圧電力利用事業者緊急支援事業の対象を重点化するとした道の判断を踏まえて、こうした事業者の方々に対するさらなる支援についての考え方を伺ったところでありますが、代表質問に対する答弁の域を出ない答弁にとどまったところであります。

岸田首相は、先月26日に物価高などを柱とする経済対策の取りまとめを指示するなど、新たな動きも生じているところであります。

道は、中小・小規模事業者の厳しい経営状況等を踏まえ、さらなる支援を行うべきではないかと考えますが、知事の見解をお聞かせ願います。

○鈴木知事 中小・小規模事業者への支援についてであります。特別高圧電力利用事業者緊急支援事業の今般の補正予算に係る支援対象の重点化については、支援金の受給に影響を受ける事業者の皆様に丁寧に説明を行い、道の考え方に御理解をいただいたところであり、道として、このたびの予算積算が結果として不足したことをしっかりと受け止めてまいります。

国は、経済成長と分配の好循環を目指し、新たな経済対策を実施するとしており、先週、物価高から国民生活を守る、持続的賃上げ、所得向上と地方の成長など、五つの柱立てを示したところであり、今後、10月末をめどに具体的な対策をまとめることとしております。

道としては、エネルギー価格や物価の高騰が続き、ゼロゼロ融資の返済も本格化する中小・小規模事業者の皆様が、エネルギーコストの低減や業務の効率化、人材確保などに取り組むことにより、事業継続が可能となるよう、しっかりとお支えをしていくことが何よりも重要と考えております。

このため、こうした国の動向も見据えるとともに、現下における地域の現状を丁寧に把握しながら、中小・小規模事業者の皆様の重点的な支援に向け、今定例会の閉会后、速やかに経済対策推進本部を開催し、物価高騰や人手不足、生産性向上をはじめとした直面する課題を踏まえ、私からさらなる対策の検討を指示するとともに、国に対し必要な措置を早急に要請するなど、物価高騰等で厳しい経営環境にある中小・小規模事業者の皆様への一層の支援に努めてまいります。

○太田憲之委員 この高圧の予算積算に関しましては、様々な状況から難しかったという点は理解するところでございます。

その後、道としては、影響を受けた皆様方に懇切丁寧にしっかりと御説明して、御理解を得られたということですが、その御理解をいただいた思い、また、重点化して、今後、そういった困っている中小企業に対する手厚い継続的な支援を行っていくという思いをお伝えしたことかと思っておりますので、様々な中小企業が事業継続をしっかりと行っていくように支えていくこと、今定例会閉会后、速やかに様々な対策の検討を指示するというところでありますので、そうい

【予算特別委員会 10月4日 第2号】

った気持ちに応えるように、次の定例会に向けて、またいろいろと検討いただくよう心からお願いを申し上げ、次の質問に移ります。

次に、半導体製造拠点への工業用水の供給に関し、水源候補地についてお伺いをいたします。

各部審査では、有識者懇話会での意見を踏まえ、千歳川と苫小牧地区工業用水道の2案のうち、今月上旬に供給方法等の方針を固めるとの御答弁がありました。比較的早期に供給できる可能性のある苫小牧地区工業用水についても、苫小牧東部地域の開発を所管する国や苫小牧市、千歳市等との協議、調整を要するとのことであり、道としての方針を一刻も早く決定し、次の段階に移行すべきと考えます。

この点に関する知事の見解をお聞かせ願います。

○鈴木知事 ラピダス社への水の供給についてであります。道では、2027年からの本格稼働に必要な水の確保に向け、専門的な見地からの幅広い意見を聴取するため、有識者懇話会を設置し、先月28日に開催した第3回目の懇話会では、2案に絞り込んだ千歳川案と安平川を水源とする苫小牧地区工業用水道案について、苫小牧工水案がベターとの総合的な評価をいただいたところであります。

道としては、こうした懇話会の検討結果も踏まえ、苫小牧工水を水源候補地として決定したところであります。

明日、私が本部長を務める北海道次世代半導体産業立地推進本部会議を開催し、給水区域の関係機関の方々への丁寧な説明はもとより、ラピダス社や千歳市、国などと具体的な協議を迅速に進めるよう、庁内関係部局に必要な指示を行ってまいります。

○太田憲之委員 それでは、次に、財源の確保についてお伺いをいたします。

ただいま、懇話会のほうでは、苫小牧工水案を推す意見が大勢を占めたとのことでありましたが、工業用水の供給については、莫大な事業費が必要になります。

各部審査では、製造拠点の整備等に関する財政支援について、経済産業大臣等への要望を行っている旨の御答弁でありましたが、さきの定例会でも御議論させていただいたとおり、このプロジェクトは、巨大な国家プロジェクトであります。地方自治体を中心となって進める通常の工場誘致案件とは全く異なるものであります。

国の責任で財源手当てを行う必要があります。国がラピダス社に万全の支援を行うよう強く要望していくべきであります。

工業用水施設の整備財源に関する知事の認識をお伺いいたしますとともに、今後どのように対応していく考えなのか、見解をお聞かせ願います。

○鈴木知事 財源の確保についてであります。苫小牧工水案の整備概要では、工場に水を供給する約22キロメートルの送水管のほか、水を送り出すための送水ポンプ場の建設を想定し、事業費として170億円から200億円と試算をしたところであります。

こうした工業用水の利用に当たっては、従来は、企業局が送水管等を整備し、要した費用の全部をユーザーから分担金として徴収するか、ユーザー自らが負担の上で整備し、完成後に企業局

へ無償譲渡しております。

いずれにいたしましても、道としては、年内をめどに概算事業費等を精査し、ユーザーとなるラピダス社と協議を進めるとともに、国に対してあらゆる機会を捉えて財政支援を求めるなど、財源について必要な調整を行ってまいります。

○太田憲之委員 この件に関しては、これまでもたくさんの質問等を行って、議論もさせていただいたところがございますが、何といたっても地方自治体単独では困難である案件でございます。しっかりと財源の確保について国に訴えていくべきであると考えますが、それに加えまして、どういった形で、助成というか、補助を受けるのか、そういった点もしっかりと考慮し、精査しながら訴えていく必要があると考えますので、その点も伝えておきます。

それでは、次に、観光振興に関し、アドベンチャートラベルについてお伺いいたします。

9月11日から14日までの日程で開催されましたATWS——アドベンチャートラベルワールドサミットは、北海道の新たな観光の魅力を海外にアピールする絶好の機会となりました。

今後、この分野の観光を北海道ならではの強力な観光資源として育てていくためには、受入れ体制の一層の強化が必要であるといった課題も明らかになったところであります。

各部審査では、アドベンチャートラベルガイドの英語によるこの対応能力強化などについて質問をさせていただきましたが、明確な答弁はいただけませんでした。

北海道がアドベンチャートラベルの適地であるという認識が国際的に高まったこの機会を捉えて、ガイドの英語対応能力をはじめとする受入れ体制の強化に早急に取り組まなければ、このせっかくのチャンスを逃しかねないと考えます。

知事は、このたびのATWSで明らかとなった課題にどのように対処し、本道のアドベンチャートラベルの振興、発展につなげていく考えなのか、見解をお聞かせ願います。

○鈴木知事 アドベンチャートラベルについてであります。アジア初のリアル開催となった今回のATWSは、世界の多くの関係者の皆様に本道がアドベンチャートラベルの適地として認められ、大きな成果をもたらした一方で、体験ツアーなどの実施を通じ、受入れ体制などの面で克服すべき課題も明らかになりました。

とりわけ、ATTAのシャノン代表からも御指摘をいただきましたが、欧米が市場の中心であるアドベンチャートラベルを普及させていくためには、ツアーガイドの英語力を高めるとともに、そうしたガイドの充足を図ることが大変重要であることを改めて認識したところであります。

道では、本年7月から開始した認定制度の下で、世界に通用するツアーガイドの育成に着手をしたところであり、今回のATWSで培った知見やネットワークを生かし、より効果的な英語力向上研修の在り方について検討するとともに、年度内にも認定ガイドの目標数値を設定するなど、ガイドの充足に向けて計画的な取組を進め、アドベンチャートラベルの受入れ体制の一層の強化を図ってまいります。

○太田憲之委員 この点に関しては、英語力向上について、分科会審議でも御提言させていただ

きましたが、なかなか明確な答弁がございませんでした。

ただ、より効果的な英語力向上研修の在り方について検討いただけるということでございますし、年度内にも認定ガイドの目標数値を設定されるということでありますので、こういった英語能力の向上について、しっかりとこの点も反映されるよう、審議会のほうにも申し伝えていただければと思うところでございます。

それでは、次に移ります。

観光振興を目的とした新税に関し、まず、市町村や事業者との調整についてお伺いをいたします。

道内市町村においては、道が検討している新税のたたき台に関し様々な意見があり、特に、道が今回示した段階的定額制の課題を指摘する市町村が少なくない状況となっております。

さらに、先日、富良野市の観光団体の関係者が、有識者懇談会で示されたたたき台の見直しを求める内容の要望を道に行っているところであります。

各部審査では、市町村や事業者との調整についてお伺いをし、それぞれ取り組んでいる旨の御答弁はいただきましたが、調整が順調に進んでいるとは言えない状況にあるのではないかと考えます。

今後、どのように市町村や事業者の方々との調整を図っていく考えなのか、知事の考えをお聞かせ願います。

○鈴木知事 市町村や事業者の方々との調整についてであります。道では、新税の検討を再開して以降、関係市町村とは、有識者による懇談会の開催の都度、協議の場を設けるとともに、個別の意見交換を行うなど、御意見や御要望をお伺いしてまいりました。

こうした中で、市町村からは、調整を進めるに当たっては、まず、道の考え方を示すべきといった御意見をいただき、9月14日に開催した第2回の懇談会に、使途の方向性や税率、課税免除などの税制度に関する考え方をたたき台としてお示したところでございます。

道としては、懇談会や本定例会における御議論などを踏まえ、税の使途などについてさらに検討を深めるとともに、市町村から具体的なお考えをお示しいただくほか、道内各地域に出向き、事業者の皆様からも直接、御意見を伺う機会を新たに設けるなど、北海道全体として望ましい税の在り方となるよう、鋭意、調整を進めてまいります。

○太田憲之委員 特に、税に関しては、皆様の御理解が必要不可欠であると思います。

有識者の懇談会等々に関しましては、大きな組織の代表者や団体の代表者からの意見集約はできますが、どうしても、一つ一つのまちや事業者の声を完全に拾うのはなかなか難しいのではないかと思います。

ただ、御答弁でもありましたが、道内各地域に出向いてしっかりと事業者から直接、御意見を伺うということでございますので、そういった地域の声を一つ一つしっかりと拾って、観光振興を目的とした新税につきまして検討していただくようお願いいたします。

次に、納税者のほうの意見聴取についてであります。

現在、道が検討しております観光振興を目的とした新税は、法定外目的税として徴収するものであり、納税者は、宿泊施設を利用する方々であります。納税者の中には、観光目的以外で宿泊施設を利用する方も含まれます。

目的税という税の性格上、受益と負担との関係が明確でなければならず、納税者である宿泊施設利用者の方々の中でも、特に観光目的以外で利用される方々の理解が重要であると考えます。

また、本道は、他の都府県と異なり、道民による宿泊施設利用が多く、こうした道民の方々にも十分納得していただける制度内容でなければなりません。

各部審査では、納税者の理解促進や意見聴取の取組についてお伺いをいたしました。道のホームページで検討内容や懇談会の議論経過を示し、随時、意見募集をしているといった御答弁でありました。このような受け身の姿勢では、実際に税を負担することとなる宿泊施設利用者の声を制度構築に反映させることは困難ではないかと考えます。

道は、積極的、能動的に、納税者となる宿泊施設利用者の方々的心声を幅広く集め、誰もが納得する簡潔で分かりやすい制度設計としていく必要があるのではないかと考えます。

納税者である宿泊施設利用者の理解の現状について、知事は、どのような認識を持っており、今後、どのように意見を聴取し、新税の在り方検討に反映させていく考えなのか、お伺いをいたします。

○鈴木知事 納税者の皆様の意見の反映などについてであります。新税の導入に向けては、道民の皆様をはじめとする納税していただく方々に、税の必要性はもとより、使途や制度について御理解を深めていただくことが大切であります。現時点では、議論が始まって間もないことから、道民はもとより、道外の観光客も含め、より多くの方々の御意向を把握し、反映していくことが重要と考えております。

このため、道としては、これまで実施してきた意見聴取に加え、道内に宿泊される方々を対象として、オンラインのほか、様々な手法を検討し、意向把握を効果的に行うことなど、幅広い御意見の把握に努め、今後の検討に生かしてまいります。

○太田憲之委員 ただいまの御答弁でも意見聴取について様々ありましたが、特に、幅広い意見の把握に努めるということでございますので、特定の偏った方の意見集約になってはならないと思うところがございます。

今の答弁の最後のところで、オンラインを含む様々な手法を検討ということでありましたが、そもそも、オンラインとはどういうものかというのは、人によって受け取り方が違うと思います。まず、オンラインの対応というのはどういうものを想定しているのか、また、オンラインでの対応に不慣れな人的心声の集約について、どのように考えておられるのか、また、道民をはじめとする納税していただく方々ということですが、これは、道内の人、道外の人、そして外国人、こういった方も含まれるところでもあります。こういった外国人に対する対応について、どのようにお考えなのでしょう。

また、意見集約に関しましては、知事自身が非常に情報をPRする力があることは、皆様も周

知の事実でございますので、こういった意見集約に対して、知事が直接、御意見を伺うなど、汗をかく考えはないのでしょうか、御所見をお聞かせ願います。

○鈴木知事 納税者の皆様の意見反映などに関し、まず、オンラインの対応についてでありますけれども、オンラインによるアンケートを想定しているところであります。そういった様々な手法を検討していくという趣旨でございます。

外国人対応につきましても、そういった様々なアンケートなどを検討している中で、外国人の方々も含めた効果的な意見聴取の在り方については検討してまいりたいと思います。

そして、私自らの積極的な呼びかけの中でのSNSの活用などについてでありますけれども、道の公式SNSなどを活用しながら、幅広い方々からの御意見の把握に努めていければと考えています。

○太田憲之委員 ただいま御答弁いただきました。

オンラインまたは外国人対応につきましては、まだまだ課題が残ることではあるかと思いますが、今後、この点に関しては、しっかりと意見集約ができるよう、部とも調整して詰めていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

また、知事自ら汗をかくということに関しましては、知事も公式SNS等を使って意見集約をするということですので、知事がしっかりと公式SNSを活用してこの点について周知をしていただきたいと思います。

今のお話ではちょっと認識が違ったのかもしれませんが、再度確認をさせていただきますが、そういった宿泊者、特に北海道の方が7割を占めると言われる宿泊する対象者の方々に対して、新税の導入に関する意見集約に知事が持つ発信力を活用する考えはあるのか、お聞かせ願います。

○鈴木知事 新税の導入における意見聴取などについてでございますけれども、先ほどもお話をしたのですが、聴取について、道の公式SNSなども活用しながら、幅広い方々の意見の把握に努めていきたいというところであります。

○太田憲之委員 すみません。再度、確認させていただきました。公式SNSを使って行くということですので、そのようにやっていただくようお願いを申し上げます。

次に移ります。

議論のたたき台についてお伺いをいたします。

各部審査では、新税検討に関する市町村や事業者の調整状況や、段階的定額制に関する考え方などについてお伺いをしたところではありますが、これまでの経緯を整理すると、第1回の懇談会では、市町村税を含めた納税者負担を考慮し、全道一律定額制とするコロナ前までの検討経過を振り返りながら議論がスタートしたところではありますが、第2回の懇談会では、段階的定額制を示すなど、道のスタンスが揺らいでいるのではないかと感じ、そのために関係者に不安や疑念を招いているような印象を受けるところでもございます。

各部審査では、従来の考え方に加え、今回、段階的定額制のイメージを新たにたたき台として

示したとの答弁でありましたが、これまでのたたき台が更新され、新たなたたき台となったのでしょうか。それとも、従来のたたき台、つまり全道一律定額制とするたたき台と段階的定額制という新たなたたき台の2案があるのか、その辺りが明確ではありません。

全道一律定額制とするたたき台は、引き続きの選択肢となるのでしょうか。議論のたたき台に関する知事の見解をお聞かせ願います。

○鈴木知事 新税の検討におけるたたき台についてであります。コロナ禍以前の検討では、受益と負担の関係などを考慮し、全道一律100円の定額制が望ましいとしておりましたが、こうした考え方を振り返って御議論いただいた1回目の懇談会では、コロナ禍を経た中長期的な行政需要への対応や税の負担能力といった視点も加味すべきとの御意見が多く出ましたことから、今後の議論のたたき台として、段階的定額制のイメージを新たにお示ししたものでございます。

道としては、このたたき台について、市町村との役割分担に基づく税の用途との整合性なども含め、さらに検討を深めながら、北海道全体にとって望ましい税の在り方となるよう、市町村とは十分に調整を行いますとともに、事業者の皆様や道内に宿泊される方々の御意見もお伺いをしながら、道の考え方を取りまとめてまいります。

○太田憲之委員 質問の中で、全道一律定額制とするたたき台は、引き続きの選択肢となるのかどうかをお聞きしたのですけれども、その点に対しての答弁がなかったように感じるところでございます。再度、お伺いさせていただきます。

従来のたたき台と新たに示した段階的定額制のたたき台の二つがあるのでしょうか。今回出した段階的定額制という新たなたたき台はありますが、さきの第1回の懇談会で出た全道一律定額制とする案はまだ生きているのでしょうか。今、地域からもそういったほうもいいのではないかという意見がある中で、その点をちょっとはっきりさせていただきたいと思いますので、御答弁をお願いいたします。

○鈴木知事 新税検討におけるたたき台についてであります。第1回懇談会で、コロナ禍を経た中長期的な行政需要への対応や税の負担能力といった視点も加味すべきとの御意見が多く出ましたことから、今後の議論のたたき台として、段階的定額制のイメージを新たにお示しいたしました。

道といたしましては、このお示しをした段階的定額制というたたき台を軸に、市町村などとの調整を進めてまいりたいと考えております。

○太田憲之委員 すみません。再度、お伺いをさせていただきます。

そのたたき台の中に全道一律定額制の要素があるのかどうかをお伺いしておりますので、その点に関して御答弁をいただきたいと思います。再度で申し訳ありませんが、御答弁をお願いいたします。

○鈴木知事 新税の検討についてお答えいたします。

たたき台としては、段階的定額制を軸にということで考えておりますので、その中に100円の定額制というのは、たたき台としては含まれておりません。

○**太田憲之委員** これまで、各部審査等でも、様々な選択肢も含めて行っていくということであったのですが、その中では、決してこれまでの全道一律定額制というものを除いたものではないやに伺っていたところですが、今回、段階的定額制を軸とするのであれば、全道一律定額制は全く可能性はゼロになるという認識でよろしいのでしょうか。確認です。

○**鈴木知事** 新税の検討におけるたたき台は、どれを軸に話を進めるのかという話でしたので、その点は、段階的定額制を軸に今後検討を進めていくと申し上げたところです。

○**太田憲之委員** ですので、たたき台の軸というのはもちろん理解をいたしているところですが、その中で、従来まであった選択肢を全く排除してしまうということなののでしょうか。全道一律定額制が今後の検討の議題に含まれているのか、全くゼロになったのか、その辺をはっきりとお答えいただきたいと思います。

○**鈴木知事** 新税の検討についてでありますけれども、まず、市町村から、道としての考え方を早期に示してほしいという中で、たたき台をお示しをして、それを軸に検討していきます。今の時点では、何か全てが決まったわけではないわけですし、たたき台としては、段階的定額制を軸に議論をしていくということになります。

○**太田憲之委員** そうであれば、先ほどから何度も聞いて大変申し訳ないですが、今、この時点で、全道一律定額制ということは全く排除したわけではないということなのですかと伺っているのですが、そうお答えいただけないというのであれば、このたたき台で、段階的定額制でもう全てが行ってしまうよというメッセージになりかねないので、それを確認しているところですが。

まだ全道の自治体の中でも段階的定額制ではない検討をしている方々もいる中で、このたたき台がこうだからこれで行くというふうに決めてしまうようなイメージにつながりかねないので、その辺を確認させていただいているところでありますので、その旨の回答をお願いいたします。

○**鈴木知事** 新税検討におけるお話でございますけれども、市町村で様々な検討している中で、様々なお考えがある点については、当然、まずはそのお考えをしっかりと聞きしていくということが大事だと思っています。

段階的定額制のたたき台をまず示さないことには何も議論になりませんので、その上で、皆さん、様々なお考えがありますので、そこはしっかりと伺いをしていくということになります。何か全てここで決まっているとか、そういうわけでは当然ありませんので、その点でいえば、様々なそういったお考え、そういうものを排除するものではないかと伺います。

○**太田憲之委員** あくまでたたき台であって、ほかの可能性を排除するものではないという認識でよろしいのですよね。すみません。再度確認です。

○**鈴木知事** 今、全てこのたたき台で決まっているというわけではございませんので、それぞれの市町村のお考えも丁寧にお伺いをしながら進めていくものであると考えています。

○**太田憲之委員** ありがとうございます。

あらゆる可能性を排除することなく、様々な選択肢の中から、意見集約はこれからですので、

179市町村、そして様々な道内の事業者等の意見をしっかりと聞いて、そして検討して、決定に結びつけていただくようお願い申し上げます。

それでは、最後に、今後の対応についてお伺いをいたします。

有識者懇談会の資料では、新税導入の必要性として、高度化、多様化する観光ニーズへの対応や社会経済情勢の変化、将来も見据えた社会適応性への対応を掲げておりますが、これらは、新税の導入があってもなくても対応していかなければならない観光に関わる課題であり、観光目的の新税に特化した導入理由としては説明力不足と言わざるを得ないのではないかと思います。

このような理由で新税の必要性を訴えても、納税者となる宿泊施設利用者の方々、特に観光目的でない利用者の方々の理解を得ることは難しいのではないかと考えます。

道は、新税の狙いや使途、市町村との役割分担といった税の根幹に関わる事項について、明快な論拠に基づいて関係者の議論をリードしていかなければならないと考えます。

知事は、今後どのように対応していく考えなのか、お聞かせ願います。

○鈴木知事 今後の対応についてであります。私としては、インバウンドの方々をはじめ、道外からの観光客の方々が増加する中、一層、高度化、多様化する観光ニーズや、将来も見据えた行政需要に対応した施策を推進していくためには、観光サービスを享受する道内外の観光客の皆様に応分の税負担をお願いすることが必要であると考えています。

このため、新税の導入に当たっては、道民の皆様をはじめ、道外の旅行者、さらには、ビジネスなど観光以外の主目的で本道に宿泊される皆様に十分な御理解が得られるよう、納税していただく皆様の満足度や利便性の向上、安全、安心の確保といった観点から、新税の導入目的の明確化を図り、その目的に沿った使途についてさらに検討を進めるとともに、市町村や事業者の皆様とも十分に調整を行いながら、北海道全体にとって望ましい税の在り方を取りまとめまいります。

○太田憲之委員 ただいまの御答弁の中で、応分の税負担をお願いするということでしたが、観光客は応分の負担ということですが、観光客ではないビジネス客、宿泊だけの方もおられるところであります。この答弁に関して、これは観光客以外の方からも税金を納めていただくということになりますので、この表現としては矛盾しているのではないかと感じるのですが、その点に対してはいかがでしょう。

○鈴木知事 今後の対応についてでございますが、インバウンドをはじめ、道外からの宿泊者の皆様が増加をする中で、一層、高度化、多様化する観光ニーズなど、そういったサービスを享受する道内外の宿泊される皆様に対する応分の税負担をお願いする必要があるというふうに考えています。

○太田憲之委員 宿泊者と観光サービスを受ける方というのは違うのに、この応分の負担ということが矛盾しているのではないかという質問だったのですが、すみません、再度、申し訳ないですが、御答弁をお願いいたします。

○村木中委員長 太田委員、ちょっと確認ですが、観光客の方とビジネスで御利用される方とい

う認識で、今、質問されていますよね。

○太田憲之委員 はい。

○村木中委員長 分かりました。

○鈴木知事 今後の対応についてでありますけれども、観光される方、ビジネスでお越しになって宿泊される方、この北海道にお越しになって宿泊を利用される方、観光をお楽しみいただく——ビジネスの方についても、ある意味では、そういったサービスを御利用いただくという状況があるわけですので、そういった皆様に御負担をお願いする必要があると考えています。

○太田憲之委員 北海道に来たのであれば、そういうのを受けているからということになれば、それだと、宿泊税、観光目的税というより、入域税に近い考えなのかなと思うところでございます。

これまで課題としているのは、出張、仕事等で泊まらなきゃならない人、観光で来る方、いろんな方がいまして、それぞれ、観光振興税という名目で打つのだったら、観光で来ている方から観光の整備のために徴収するのは致し方ないよねという中で、仕事での宿泊で、ただ泊まるだけでも同じ額を取る、そういった方々に対してもしっかりと理解をしてもらえるように説明していかなきゃ難しいのではないかと先ほどから議論させていただいているのです。ここで応分の負担ということをやったら、泊まるだけの人にも観光のやつを乗っけてしまうことになるので、そこでちゃんと理解が得られるのかということを確認しているのものであって、そこで、道民理解、応分の負担という表現でいいのでしょうかということを確認しているのものであって、その点の理解について、どういう見解でしょうか。

○鈴木知事 納税者の皆様に対する理解を深めていただく取組についてですけれども、これは、道民の皆様をはじめ、先ほどお話をさせていただきましたけれども、道内外の納税いただく方々に対して、税の必要性、使途、制度について、そこは丁寧に御理解をいただくべく努めていくことが大事だというふうに思っています。

○太田憲之委員 この点に関しては、非常に多くの皆さんが注目しているところでございます。税を徴収するという重さというものは、当然、御承知のことかと思いますが、税は、一回決めてしまうと、廃止するのも大変だろうし、また、その内容について修正することも非常に難しいと思います。だからこそ、最初につくるときに、しっかりと議論を経てつくる、積み上げていくことが大切であるので、しっかりと皆さんの意見を聞いて、御納得、御理解をいただくこと、道民理解をいただくことが必要であると言っているところでございます。

昭和63年に消費税が成立した後も、ずっとその消費税はいまだに続いているところであります。税を徴収するということは、この先の未来の人々にも影響するということを考えた上で、やっぱり、制度設計していかなければなりません。

税なので、滞納したら差押えがあったりとか、そういったものがありますので、税の設定に対する重さ、こういったものもありますことから、これからも、市町村、事業者、関係各位の方々、納税者の方々の理解を得られるように、道としても、しっかりと誠心誠意、御説明し、御理

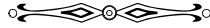
解を得るような取組を推し進めていただきますことをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○村木中委員長 以上で太田委員の総括質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後 3 時 休憩



午後 3 時 2 分開議

○村木中委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総括質疑の続行であります。

中川浩利君。

○中川浩利委員 それでは、通告に従いまして、小林(千)委員、清水(敬)委員、川澄委員、淵上委員、山根委員、菅原委員の総括質疑保留事項を併せて、順次伺ってまいります。

まず、新たな総合計画と地域づくりの方向性について、各部審査において、本道が今後より深刻の度合いを増すであろう大変厳しい人口減少の局面を迎えるに当たりまして、道が展望する地域づくりへの考え方を伺いましたが、明確な考え方は示されませんでした。

同僚議員も指摘したとおり、全道の各地域では、振興局を中心に汗をかいて、市町村と共に地域づくりに取り組んでおりまして、新たな総合計画には、そうした地域の熱量をしっかりと地域づくりの方向性として盛り込むべきでありまして、自治体を越えた取組を進めるための振興局機能の抜本的な強化が必要だと考えております。

時代の変化に対応し、より一層、地域の強みを発揮していくため、地域づくり総合交付金の取扱いの自由度を高める等の見直しも含め、振興局体制の強化をどう図っていくのか、知事の所見を伺います。

○村木中委員長 知事鈴木直道君。

○鈴木知事 振興局の在り方についてであります。道では、地域づくりの拠点である振興局が市町村や地域の皆様と一体となって地域課題の解決に向けた施策展開を進められるよう、振興局長の創意工夫の下、市町村への職員派遣を決定できる地域創生枠の創設や地域づくり総合交付金の増額などにより、市町村に対する支援を行うとともに、地域の実情に応じた様々な連携により、地域課題の解決や魅力ある地域づくりに取り組んできたところであります。

道としては、引き続き、複雑多様化する地域課題の解決に向け、財政、情報、人による支援を効果的に組み合わせるなど、地域のニーズを把握しながら、組織や施策の在り方を不断に見直し、社会経済情勢の変化や地域課題に迅速かつ的確に対応できるよう、振興局機能の充実強化に向け取り組んでまいります。

○中川浩利委員 振興局というのは、それぞれの地域における道庁のようなものだと私は思っておりますので、ぜひ、その機能を十分に発揮できるよう、新たな総合計画に盛り込んでいただき

たいというふうに思います。

次に、電通北海道による過請求事案について伺います。

各部審査では、本事案の経過や道側のチェック体制、再発防止策の実効性の確保などについて各関係部にそれぞれたどりましたが、各部の組織体制も脆弱な道においては、様々な事業がもはや委託事業者なしには実施できなくなっている現状の中で、業者と適切な距離を保ちつつ、一方で、牽制も働かせながら不適切な行為をしっかりと防止できるのかについて、残念ながら不安を払拭できるような答弁はございませんでした。

委託契約の締結に当たり、性善説を取らざるを得ないのであれば、その信頼を裏切った場合については、それ相応のペナルティーを受けてもらうことでしか、受託者への抑止力は機能いたしません。

6か月、12か月の指名停止期間の妥当性自体に疑義もございますけれども、刑事告発、さらには、道が調査等に要した経費に係る損害賠償請求など、取り得るありとあらゆる手段をもって電通北海道や電通プロモーションエグゼに対して責任を取らせるべきだと考えますが、再発防止策の実効性の確保を含め、道としての今後の対応等についてお伺いをいたします。

あわせて、知事を含めた執行部側に責任が全くなかったと考えているのか、代表質問でも答弁がなかった部分について、いま一度お伺いいたします。

○鈴木知事 電通北海道による過請求事案についてであります。このたびの事案では、道の業務を受託した電通北海道において、再委託先である電通プロモーションエグゼの業務に対する管理監督を怠ったことに加え、再委託先のエグゼ社では、勤務実績などの関係書類を改ざんするなど、不適切な行為が行われたものと認識をしております。

こうした行為は、道民の皆様の信頼を著しく失墜させる極めて不適切なものと受け止めており、今後、過請求額の返還に向けた手続を進めるとともに、他の自治体の類する事案なども踏まえながら、関係機関とも協議し、告発等の必要性について検討を進めてまいります。

道といたしましては、改ざんなど、同様の不適切行為が繰り返されることのないよう、今後の業務の執行に当たり、要綱等に定める手続の徹底に加え、公的業務に関する基本的なルールや留意事項を受託者に周知するなど、再発防止に向けた取組をしっかりと進めてまいります。

○中川浩利委員 相手の悪質性というものについては、こちらも十分承知してございますが、道の落ち度といったものについてはないという認識だということではよろしいのか、確認をさせていただきます。

○鈴木知事 電通北海道による過請求事案についてであります。このたびの事案では、委託業務の終了後、実績報告書の提出を受け、内容確認を行ったものの、勤務実績が改ざんされるなどの不適切な行為によりまして、結果として過請求を確認できなかったところでございます。

また、一部の業務で再委託の承認手続がなされていなかったほか、基本的に想定していない再々委託が行われていたところでありまして、道としては、こうした点を踏まえ、再発防止に向け取組をしっかりと進めてまいります。

○中川浩利委員 明確にお答えにならないのですけれども、再発防止策をさらに徹底しなければならぬということについては、そうしたことを事前にしておけば、2年前に決特でも指摘をしている事項でもありますので、防げたということからすると、やはり、一定の落ち度というものが、お認めにはなりませんけれどもあったのだというふうに思います。

再発防止策の徹底、そして、近いうちにまた同じようなことが繰り返されないように、本当に取組を行っていただきたいというふうに思います。

それでは、次に進みますが、先ほどもございました道有財産の活用に関してでありますけれども、各部審査で、プレスト1・7の売却に関する判断の期限、あるいは、判断に必要となる情報の開示についてただしたところですが、売却の手続には約半年程度、さらには、財産の引継ぎには数か月の期間を要するということが明らかとなっております。

すなわち、今定例会に提案されている信託期間の延長は1年間でありますので、手続に半年かかり、さらに引継ぎに数か月かかるということであれば、残された期間は極めて限られているということでもあります。

この状況でしっかり結論を出していこうとするのであれば、知事のリーダーシップによる客観性と透明性を持った検討がまず何より不可欠でございますし、収支試算の精査や外部有識者の意見聴取といった客観的な判断材料を提供するための作業といったものも加速していただかなければなりません。

議論を道庁や道議会といった閉じられた世界にとどめることなく、その経過を徹底的に道民にオープンにしながらか進めていく必要があると思いますけれども、今後どのように取り組むのか、所見を伺います。

○鈴木知事 プレスト1・7についてであります。道では、昨年2月の事業総括の取りまとめから約1年半が経過したことなども踏まえ、現在、改めて、外部有識者の方々から御意見をお伺いし、不動産市況の変化等を確認するとともに、信託財産の取扱いについて、複数のケースの収支試算を行い、これらの途中経過やプレスト1・7の長期修繕の状況など、予算特別委員会においては、各部審査の中でお示しをさせていただいたところでもあります。

また、道庁周辺の道有地の状況などから、プレスト1・7のその敷地は、今後も普通財産として取り扱うことが適当だと考えているところでございます。

道としては、今定例会にお諮りしている1年の延長期間内で入札等の手続や財産の引継ぎを終えることが必要との認識の下、外部有識者の方々からさらに御意見をお伺いし、収支試算も含め、御議論いただくためのより客観的かつ具体的な情報を早期に提示するとともに、道民の皆様にもホームページなどを通じて情報提供を行いながら、信託財産の適切な取扱いが図られるよう取り組んでまいります。

○中川浩利委員 今回、1年間延長というものが認められたとして、事業総括から2年半がたつこととなります。しっかり結論を得られるように、強力に進めていただきたいというふうに思います。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。

各部審査では、各機関の役割分担や実践を想定した関係者によるシミュレーションの実施、さらに、感染症に関わる機関会議の有機的な連携及び次期北海道感染症予防計画の進行管理などについて、様々議論をしたところでありますけれども、これから長い冬を迎えるに当たり、感染の再拡大を招かないためのお願いをするという対策の一つとして、また、道民や事業者に不安や混乱を招かないよう、新型コロナウイルス感染症に関しては、正確な情報を迅速に道民に対して発信していくことが第一義的に極めて重要であると考えております。

そうした道民に対する情報発信の在り方について、国の動きやこれまでの検証を踏まえた知事の認識と今後の対応についてお伺いいたします。

○鈴木知事 道民の皆様への注意喚起等についてであります。道では、現在、北海道感染症対策有識者会議で、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応を検証しており、感染拡大防止に向けた注意や啓発には、様々な情報ツールを活用しながら、分かりやすく発信していくことが重要と認識をしています。

このため、道民の皆様には、これまで、定点把握に加え、病床使用率の上昇や外来患者の方々の急増などの状況を医療機関にも確認するなど、地域の感染状況をきめ細かに把握し、適時的確な呼びかけに努めてきたところでありますが、先般、国が注意喚起の際の参考として暫定的な目安を示したことから、道では、データの信頼性が高く、かつ分かりやすい、定点当たり報告数の30人を新たに判断要素の一つに加え、早め早めに呼びかけていくこととしたところであります。

道としては、今後も、広域分散など、本道の地域実情も踏まえつつ、新型コロナや新興感染症等の発生・蔓延時でも、道民の皆様への命と健康を守ることができるよう、医療機関や医師会等の関係団体、市町村とも連携し、丁寧な情報発信にも努めながら、しっかりと感染症対策に取り組んでまいります。

○中川浩利委員 今ほどございましたが、具体的にどのような呼びかけになるのか、教えてください。

○鈴木知事 道民の皆様への注意喚起などについてですけれども、道では、これまでと同様、手洗い等の手指消毒や、換気などの基本的な感染対策やワクチン接種の検討の呼びかけに加えまして、医療の逼迫を防ぎ、医療提供体制を確保する観点から、道民の皆様への注意喚起として、医療機関を受診する際の事前の連絡のほか、医療機関や高齢者施設などを訪問する際のマスク着用の徹底などを早め早めに呼びかけることによって、より道民の皆様への感染予防意識を高めてまいります。

○中川浩利委員 これまでの感染予防体制を、さらに早めに知事のほうから強力に出していただくということで、効果は見込めるのかなというふうにも思いますけれども、いろいろ検討しながらより効果的にやっていただきたいというふうにも思います。

新型コロナに関する情報発信に関しましては、違う観点でも様々な課題を持っておりまして、例えば、今月から治療薬の薬剤費の自己負担が発生することになっておりますけれども、なかなか

かこれは道民の認知度がまだ低いかなというふうに思っております。

こういった点なども含めて、状況が変わるたびに、道には、きめ細やかな情報発信をお願いしたいというふうに思いますし、北見中央病院の例でもありましたが、コロナ禍そのもの、あるいは、コロナが5類となった影響によって、経営に難を抱えている医療機関に対しましても、実態を踏まえた所要の支援等が必要だと考えますので、この機会に指摘をしておきます。

次に、物価高騰への対策について伺います。

代表質問や各部審査においては、この間の道における物価高騰対策への反省や改善策についてただし、支援ニーズの把握手法の見直し等についても提案をしたところでありましたが、なかなか芳しい答弁はいただけませんでした。

また、10月中にも取りまとめられる国の新たな総合経済対策に対しては、それに先んじて道としてのターゲット設定などを早期に整理し、事前に幅広く議論できる環境を整えるようにと求めましたが、これも要請むなしく、これまでどおり、経済対策推進本部を推進役として取り組むという従来の答弁にとどまったところであります。

御案内のとおり、物価高騰の影響は、幅広い分野、しかも長期にわたって道民の生活をむしばんでおりますので、冬場にエネルギー消費量が増加する本道ではなおさらであります。道民が安心して冬を迎え、年を越せるための独自の対策は、必要不可欠であります。

岸田総理は、成長の成果を国民に還元すると宣言しております。知事においても、これまでの鈴木道政の成果といったものを今こそ道民に還元していただきたいです。国の交付金を当てにするばかりではなく、道独自の対策をいち早く打ち出すべきではないでしょうか。

繰り返しになりますけれども、国の動きをただ待つばかりでは駄目でありまして、道民の暮らしを守るという知事の公約もございしますが、国に必要な対策を逆に提案するといったことも含め、どのように対応していくのか、知事の所見を伺います。

○鈴木知事 物価高騰に係る今後の対応についてであります。エネルギー価格や物価の高騰の長期化により、道民の皆様や事業者の方々には、大変厳しい状況が続いております。今後、冬を迎える中、その生活や経営を支えるといった観点から、影響の軽減に向け、適切に対応する必要がありますと認識しています。

国は、経済成長と分配の好循環を目指し、物価高から国民生活を守るなど、五つの柱立てから成る新たな経済対策を10月末をめどに取りまとめることとしております。

道としては、国の経済対策の検討状況も見据えながら、道民の皆様の暮らしや事業者の方々の経営を支えるため、今定例会の閉会后、速やかに経済対策推進本部を開催し、私からさらなる対策の検討を指示するとともに、国に対し必要な措置を早急に要請するなど、道民の皆様の暮らしを守り、事業者の方々の経営への負担が軽減されるよう、一層の支援に努めてまいります。

○中川浩利委員 国のメニューは、道あるいは道民のニーズに合わないことが多々ありますので、そこら辺は感度よく情報をつかみながら、場合によっては、先ほど言ったように、道としても提案をしながら進めていっていただきたいというふうに思います。

次に、観光需要喚起策について伺います。

「HOKKAIDO LOVE!割」の追加実施について、既決予算の活用とはいえ、約16億円もの事業の実施について、所管委員会での議論も一切なされず、各部審査では、財政民主主義の理念に照らしても不適切ではないかとただしたところ、ざっくり要約いたしますと、急いでいたので御理解くださいという答弁でございまして、私も理解できませんと言ったところでありませぬ。

災害などの超緊急時であればいざ知らず、慌てて表明をせずとも、正式決定の前後に各議員への説明のタイミングは幾らでもあったということも各部審査で明らかにさせていただきましたが、その説明を怠った理由、それから、今般の反省を今後どう生かしていくのかについて、知事に伺います。

○鈴木知事 「HOKKAIDO LOVE!割」についてであります。本事業については、7月の終了後、事業に参加した宿泊施設及び旅行会社を合わせ、約5000社との間で精算に向けた手続を進めてまいりましたが、予算残額の確定に9月20日までの期間を要しました。

また、残額の確定後、関係する事業者の方々の意向などを把握しながら、追加実施する場合の期間や内容などについて、その是非も含め検討を行い、10月20日より事業を再開することといたしました。そのためには、9月末までとなっている事務局との契約延長手続を速やかに行う必要があったところでありませぬ。

私といたしましては、御指摘を受け止め、今後、丁寧に対応してまいります。

○中川浩利委員 緊急だという割には、検討に時間をかけ過ぎですよね。そこら辺は、今後にかかしていただきたいというふうに思います。

それから、各部審査でもう一つ議論になったのは、特に高齢者の方などから多く声がありますけれども、「HOKKAIDO LOVE!割」の申込みに当たって、ネットの使用に困難を抱える皆さん、苦手な方、使えない方、ない方への対応についてただしたところ、電話での問合せ等の対応をしっかりと行うということでもございました。しかし、そもそもアクセスのためのパソコンやスマホといったものを持たない方が、電話での問合せ対応ということで、解決につながるアドバイスはできないのではないのかというふうに思いますが、知事の所見を伺います。また、申込みに困難を抱える方々など、事業に対する不公平感の解消にどのように取り組むのか、伺います。

○鈴木知事 利用者への対応についてであります。今回の追加実施においては、予算残額を活用した短い事業期間の中で集中的な需要喚起につなげていく必要があることから、国内において、70代のスマートフォンの保有率が約80%であることに加え、モバイル端末の世帯保有率が97%を超えていることなども踏まえ、個人旅行については、OTAによるオンライン販売といたしました。

道としては、これまでと同様、問合せ先を広く周知するとともに、利用を希望される皆様からのお問合せに対しては、スマートフォンやパソコンをお持ちでない方には、御家族や御友人に御

協力をいただくようお願いすることも含め、利用方法を丁寧にお伝えするなど、適切に対応してまいります。

○中川浩利委員 持っていない方は、家族とかに——家族は頼める可能性が高いでしょうね。友人などに、今、いろんな個人情報の厳しい中であって、旅行を頼んでくれと言うのはなかなか現実的とは私には思えませんけれども、そういった制度から漏れる方が出ないように考えるのが皆さんの仕事だというふうに思いますので、こういったことについてもやれることを考えていただきたいというふうに思います。

次に、新税についてでありますけれども、いわゆる観光振興税についてであります。

この新税への考え方については、道自らが取りまとめるとしておりますけれども、導入を予定している自治体やそうでない自治体、または、道庁内の各部、対象団体、徴収現場など、調整すべき対象と課題が多岐にわたるといふふうに承知をしております。

そこで、一体全体、どのようなスケジュール感でその内容等について調整をし、具体的にいつまでに取りまとめる考えなのか、お伺いいたします。

また、新税導入は、道民へ負担を強いることになることになると現時点において想定されていますことから、知事自ら先頭に立って説明責任を果たすことが重要であるというふうに考えますけれども、併せて所見を伺います。

○鈴木知事 観光振興を目的とした新税についてであります。新税の導入に向けては、道民の皆様をはじめ、幅広い関係の方々の御理解と納得感を深めていただくことが重要であり、今後の検討に当たっては、道内に宿泊される方々の御意向や徴収事務を担っていただく事業者の皆様の御意見をしっかりと聞きしつつ、税の使途や内容、スケジュールなどについて、関係する市町村とも十分な調整を図るとともに、税の検討を行っていない多くの市町村に対しても、意見交換の場を設けるなど、丁寧かつスピード感を持って検討を進め、道の考え方を取りまとめてまいります。

○中川浩利委員 現時点でなかなか具体的なスケジュールというものは示されないわけでありましてけれども、先ほど、太田委員からは徴収の金額等について議論がございましたけれども、私からは課税免除について伺いたいと思います。

コロナ禍以前の議論では、教育旅行等に関する課税免除に関しては、誘致の促進といった政策的配慮から非課税の対象とすることも想定していたというふうに承知をしております。

一方で、各部審査における議論では、懇談会における、簡素な税制度とするため非課税事項は極力設けないことが望ましいといった議論に触れた上で、今後さらに検討を進めるとの答弁がございましたが、簡素な税制度とすることを追求するあまりに、道民をはじめとする様々な方への配慮が届かないようなことになれば、観光振興という文脈からも本末転倒になる、そういった事態を誘発してしまう懸念を持っております。

よって、非課税事項は極力設けないことが望ましいとの考え方については、私は甚だ疑問でありますし、むしろ、課税免除の対象については、拡大することも含めて、様々な皆さんの意見を

大切にしながら、先ほど、あらゆる可能性を排除しないという確認もありましたので、幅広く議論を深めていただきたいと思いますけれども、所見を伺います。

○鈴木知事 課税免除についてであります。非課税事項につきましては、コロナ禍以前においても、様々な御意見をいただきながら検討を進め、教育旅行については、誘致の促進といった観点から非課税の対象とすることを議論しておりましたが、今回の懇談会では、簡素な税制度とするため非課税事項は極力設けないことが望ましいといった御議論もいただいております。

道としては、これまでの御議論も踏まえつつ、税の導入を検討している市町村ともしっかりと調整しながら、納税していただく方々や徴収事務を担っていただく事業者の方々の御理解が得られるよう、今後さらに検討を進めてまいります。

○中川浩利委員 いろいろな調整をなされるのでしょうけれども、既に実施しているところ、あるいは、相当走っている市町村がありますので、丁寧かつスピーディーという半ば相矛盾するようなことをお願いするわけがございますけれども、しっかりやりつつも、市町村と速やかに調整を図りながら、前に進めていただきたいと思いますというふうに思います。

その際、先ほど言いましたように、課税免除の対象については、特にデリケートに考えていただきたいというふうに思います。教育旅行だけではなくて、病気で遠く離れた病院に行かなきゃならない方は宿泊を伴うような場合もあるでしょう。そういった方なども念頭に置いて進めていただきたいというふうに思います。

次に、次世代半導体産業振興について伺います。

9月に千歳市で新工場の建設に着工したラピダスについては、これまでも議論があったように、今後の道内企業や道民生活に大きな影響を及ぼし得る水や電力などの基本的なインフラ整備の問題が誘致後に浮上するなど、これまでも、これからも、道が長期的な視野を持って取り組んでいるとは考えられない状況であります。

そこでまず、ラピダスへの水の供給及び排水について、いつまでも先延ばしにはできないというふうに考えていますが、先ほど答弁もあったのですが、どのように考えているのか、改めて私からも知事の判断を伺います。

加えて、ラピダスからの排水については、PFASが人体や環境に与える影響など、まだまだ解明されていない状況でありまして、国でも継続的な調査研究がされている最中でありまして、周辺住民の安心のために、道としても環境調査を継続的にを行うことを約束していただきたいと思いますけれども、併せて所見を伺います。

○鈴木知事 水の供給、排水についてであります。道では、2027年からの本格稼働に必要な水の確保に向け、専門的な見地から幅広い意見を聴取する有識者懇話会を設置し、先日28日に開催した第3回目の懇話会では、苫小牧工水案がベターとの総合的な評価をいただき、道としては、こうした懇話会の検討結果も踏まえ、苫小牧工水を水源候補地として決定したところでございます。

また、本格稼働時における下水処理については、現在、千歳市が主体となって下水道施設の整

備計画の見直しについて検討を進めており、道としては、今後とも、技術的助言や国との調整を行うなど、千歳市への支援に努めてまいります。

なお、排水に関し、PFASについては、国が科学的根拠に基づく総合的な対応策の検討を進めており、道としては、こうした国の検討状況などを踏まえ、環境への影響について適切に対応してまいります。

○中川浩利委員 当然、国の検討状況は踏まえていただく必要があるというふうに思う一方で、安全か危険か分からない部分についてのモニタリングというのは、道としてしっかりやっていただく必要があるというふうに思っておりますので、その点はよろしく願いいたします。

それで、今、知事から水源候補地について苫小牧工水にするとさらっとありましたけれども、有識者懇話会からまだ1週間もたっていない中で、どのような経過で意思決定をされたのか、よく分かりません。知事の独断ではないというふうに思いますけれども、どのようになっているのか、確認をさせてください。

○鈴木知事 道としての意思決定についてですけれども、2027年からの本格稼働に必要な水の確保に向けて、専門的な見地から幅広い意見を聴取する有識者懇話会を設置し、先日28日に開催した第3回懇話会では、苫小牧工水案がベターとの総合的な評価をいただきました。

道としては、こうした懇話会の検討結果も踏まえまして、苫小牧工水を水源候補地として決定させていただいたところであります。

○中川浩利委員 今の私の目の前のやり取りを見ていると、知事もどうやって決まったのか分かっていないみたいなやり取りでございましたけれども、要は、私の理解でいきますと、懇話会で、ベストということではないけれども、ベターという中で、候補が二つですから、そのうち、ベターということであれば、一つに絞られたということで、そこに庁内で決めたということのかなと私は勝手に類推しましたけれども、そういったことでいいのかだけ確認します。

○鈴木知事 意思決定に関してでありますけれども、懇話会では、苫小牧工水案がベターであるという総合的な評価をいただきました。この評価を踏まえ、庁内検討を経て、苫小牧工水を水源候補地として決定させていただいたところであります。

○中川浩利委員 庁内決定が正式に組織としてなされたということではありますが、今後作成される半導体関連産業振興ビジョンについて、これからの北海道全域における産業構造の変化、あるいは、全道的な経済活性化に本当に寄与し得るのか、現時点でも相当多岐にわたる様々な懸念の声をしっかり払拭できるような、道民にとって納得性の高いビジョンとしていく必要があるというふうに思っています。

そのために、広く道民への様々な課題も含めた情報提供、そして、関係する多くの皆さんとの調整を図っていく必要があると思っておりますけれども、ビジョン策定に当たって、その目指す姿とその手法について、知事の所見を伺います。

○鈴木知事 半導体関連産業振興ビジョンについてであります。本ビジョンは、オール北海道で目指すべき方向性を共有しながら、半導体の製造、研究、人材育成等が一体となった複合拠点

の実現を目指し、半導体関連産業の集積はもとより、道内企業の参入促進や取引拡大、人材の育成確保などに取り組む、今後の指針となるものであります。

ビジョンの策定に当たっては、複合拠点の実現がもたらす効果の全道への波及が図られるよう、半導体を含む幅広い分野や業種の知見を持ち、かつ、道央圏以外の地域や産業にも詳しい有識者の方々から御意見を伺うとともに、パブリックコメントを実施し、道民の皆様はもとより、各界各層の関係者の方々の声も把握するなどしながら、地域の皆様や事業者の方々のニーズや懸念も踏まえ、検討を進めてまいります。

○中川浩利委員 今ほど答弁ございました。私どもも、効果を全道に波及するようにしてくださいとよく言いまして、それに応えて、知事も、全道に波及するようにいたしますとあるのですが、そこで、知事は、どういった状況になれば効果が全道に波及したというふうに捉えているのか、ちょっとこの段階で確認したいと思います。

○鈴木知事 全道への波及に関する話でありますけれども、ラピダス社の立地を受けて、半導体の製造のみならず、研究、そして人材の育成が一体となった複合拠点の実現ということをまず目指していくという柱があります。

さらに、データセンターパーク構想ということで、このデータセンター、また、それに関連する企業の集積を目指した取組もあります。こういった中で、関連産業を誘致していくのみならず、本道の強みである食や観光をはじめとした1次産業のさらなるスマート化や、また、拠点も、北海道そのものが非常にポテンシャルがある中で、誘致が促進されていますので、この再エネポテンシャルだとか、また、人材の育成や研究が、拠点ができることによってさらなる波及効果をもたらして、全道にそういった複数拠点を設けることによって全道で様々な底上げが図られる、こういった私が今お話ししたようなことも含めて、様々な御意見もいただきながら、ビジョンを取りまとめていきたいというふうに思います。

○中川浩利委員 知事が今おっしゃっていただいたようなことからすると、集積することによって、当然、いろいろな経済活動の利便性があるだろうけれども、必ずしも、千歳周辺とか道央だけではなくて、きちんとそれを道内各地に散らばすというか、意図的にやり、さらには、食とかを含め、ほかの産業とも有機的に結びつけていって、何とか北海道全体としてプラスの効果を出すのだということなのかなと私は勝手に理解しました。いずれにしても、そういったことをビジョンの中にしっかりと最初から位置づけておかないと、何となく効果を全道に波及させる、そこでがっばり税収を稼いで、その金を全道にばらまくのだ、それで潤うのだということではなくて、それなら人はいなくなりますから、そういうことではないのだというビジョンをしっかりとくっていただきたい、このことは指摘とさせていただきます。

次に、ALPS処理水の海洋放出における影響懸念について伺います。

東京電力は、10月2日に事業者の風評被害などにおける相談窓口を初めて宮城県の石巻市に開設したと承知しています。

報道によると、東電には9月下旬の段階で、既に200件ほどの賠償請求に関する問合せがあっ

たとのことでありまして、賠償請求書の作成や新たな販路開拓の支援など、個別の事情を考慮して、既に賠償金を支払ったケースも数件あるということではありますが、これまでの原発事故による損害賠償をめぐるのは、なかなか折り合いがつかないケースも散見されていたこともありまして、水産関係者や識者などからは、妥当な賠償をスムーズに受け取れるのかといった懸念の声が相次いでおります。

他方、道では、既決予算に加えて、本定例会に道産水産物緊急消費喚起事業に係る補正予算を提案し、総額で約1億円余りの対策を講じておりますけれども、今後の長期の影響から関連産業を守るために道はどう取り組んでいくのか、所見を伺います。

○鈴木知事 水産業への支援についてであります。道では、これまで、漁業者や中小起業者の皆様に対して、資金繰り支援などに関する特別相談窓口を開設したほか、「食べて応援！北海道」キャンペーンなどに取り組んできたところであります。

今後は、今定例会で提案している緊急対策に続き、国の政策パッケージも切れ目なく活用しながら、道産水産物の消費拡大に取り組むとともに、人材の確保や機器導入による加工処理体制の強化に加え、新たな販路開拓に向けた輸出プロモーションなど、将来を見据えた中長期的な取組を支援してまいります。

また、引き続き、幅広い産業の関係者の声を丁寧にお聞きし、被害を受けられた方々への確実かつ迅速な賠償はもとより、国の支援策が本道の実情に沿った形で運用されるよう、国に繰り返し強く求めるなど、関係者の皆様が今後とも安心して事業を継続できるよう、各般の対策を適切に講じてまいります。

○中川浩利委員 最後に、交通政策、とりわけバス路線及び運転手の確保について伺います。

今、道内各地で、バス路線の廃止あるいは減便、路線統合などがございまして、運転手不足が大きな要因であろうというふうに言われております。

並行在来線のバス転換については、交通環境の大きな変化が現実視される状況を見据えて、利用される方々の利便性が損なわれないようにとの答弁もございましたけれども、今後、バス路線をしっかりと維持していくためには、オール北海道で取り組んでいかなければならないというふうに思っております。質問を相当はしりましたが、知事はこの大きな問題にどう取り組んでいくのか、最後に所見を伺います。

○鈴木知事 交通政策についてであります。地域の暮らしや産業を支える上で欠くことのできないバス等の公共交通については、少子・高齢化の進展や人口減少などの影響による日常の利用者の減少や燃油の高騰、さらには、輸送を担う人材不足などにより、大変厳しい経営状況に置かれているものと認識をしています。

こうした中、道では、安定的にバス事業が継続できるよう、国や市町村と協調したバス運行費の補助や車両維持経費等の支援を行うとともに、全道において、道が中心となって広域的な観点から策定を進める地域公共交通計画に基づき、乗合バスの利便性向上、利用実態や移動ニーズを踏まえた路線の最適化、さらには、バス事業者と連携しながら、運転手確保に向けた合同就職相

談会の開催や、本道の優位性を生かした移住・観光施策と連携した道外PRなどに取り組むこととしております。

道としては、引き続き、国に対して、バス路線の運行に必要な予算の確保をはじめ、運転手の雇用環境の整備への支援などを働きかけるとともに、北海道交通政策総合指針に掲げる各般の施策を推進するに当たっては、市町村や交通事業者などといった多様な主体とのより一層の連携の下、地域の実情に応じた公共交通の維持確保に向け、取り組んでまいります。

○中川浩利委員 答弁いただきました。バスがあって当たり前という時代に生まれた私は、今こんなふうになるとは思ってもおりませんでしたけれども、今後しっかり取り組んでいただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

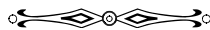
以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

○村木中委員長 以上で中川委員の総括質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時51分休憩



午後4時19分開議

○村木中委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総括質疑の続行であります。

赤根広介君。

○赤根広介委員 それでは、通告に従い、初めに、本道経済と価格高騰等経済対策についてであります。

先ほど来議論がありますように、国は、補正予算の編成を現在進めていると承知しておりますが、道としても、冬季を迎える道民、事業者の暮らしに当たり、早急に対策を講じる必要があると考えます。

先ほど来の答弁にあります、この議会の閉会后、本部対策会議を開くという考えは否定しないものの、次期定例会は11月下旬に開会されるわけでありまして、それまで新たな経済対策を講じるつもりはないのか、まず、所見を伺います。

○村木中委員長 知事鈴木直道君。

○鈴木知事 物価高騰に係る今後の対応についてであります。エネルギー価格や物価の高騰が長期化し、道民の皆様の生活や事業者の方々を取り巻く経営環境は、大変厳しい状況が続いております。今後、冬を迎える中、社会経済活動の回復を後押しするためには、その生活や経営を支えるといった観点から、影響の軽減に向け、適切に対応する必要があると認識しています。

国は、今般、五つの柱立てによる新たな経済対策を10月末をめどに取りまとめることとしており、道としては、こうした国の動向も見据えながら、道民の皆様の暮らしや事業者の方々の経営を支えるため、今定例会の閉会后、速やかに経済対策推進本部を開催し、私からさらなる対策の

検討を指示するとともに、国に対し必要な措置を要請するなど、機を逸することなく、道民の皆様様の暮らしを守り、事業者の方々の経営への負担が軽減されるよう、一層の支援に努めてまいります。

○赤根広介委員 今定例会後に対策の指示を講じるぐらいなら、この定例会前にそうした指示をするのが本来のあるべき姿だと私は思います。

各部審査で本道経済の状況などをただしたところ、現下の厳しさを示す各種指標を述べられ、道民生活、中小企業の経営、資金繰りも一層厳しくなる、そうした答弁でありましたので、ごく真つ当な判断、そして数字の見方だと思います。

しかしながら、今議会の物価高騰対策としては、こうした道民や中小企業への新たな対策は見当たらないわけであります。これは財源の問題なのか、必要性がないという知事の認識なのか、今定例会で新たな対策を講じなかった理由を端的に伺います。

○鈴木知事 物価高騰に係る対応についてであります。道では、5月に策定した物価高騰等経済対策の支援が道民の皆様や事業者の方々にしっかりと行き渡るように、円滑かつ迅速な執行に努めてまいりました。

今般、予算不足となった事業がありましたことから、対象となる事業者の方々などに対する支援に向け、今定例会において必要となる補正予算を提案させていただきました。

○赤根広介委員 それは理解するのですが、こうした厳しい状況にある中で、道民や事業者に対する新たな支援策がなぜなかったのか、その理由を伺っていますので、再度、見解を伺います。

○鈴木知事 物価高騰に係る対応についてであります。道では、物価高騰等経済対策の支援が皆様にしっかりと行き渡るように、円滑かつ迅速な執行に努めてまいりました。今般、予算不足となった事業がありましたことから、今定例会において必要となる補正予算を提案させていただきました。

国は、五つの柱立てによる新たな経済対策を10月末をめどに取りまとめるとしているところがございます。道としては、こうした国の動向も見据えながら、道民の皆様様の暮らしや事業者の方々の経営を支えるため、今定例会閉会后、速やかに経済対策推進本部を開催し、私からさらなる対策の検討を指示するとともに、国に対し必要な措置を要請するなど、機を逸することなく、道民の皆様様の暮らしを守り、事業者の方々の経営への負担が軽減されるように努めてまいる考えであります。

○赤根広介委員 国の対策は、閣議決定されれば大体内容が出てくると思いますので、ぜひ、次の定例会の開会を待たずにもできることはしっかり取り組んで、本格的な冬を迎える道民の皆様様の暮らし、そして、年度末、年始を中小企業の皆さんがしっかりと迎えられるような対策を迅速に講じることを強く求めておきます。

次に、水産業の振興についてであります。

先ほど来議論がありますが、現場からは、国の対策にスピード感がないとの怒りにも似た声が聞こえてくるわけでありますし、各部審査でも、需要対策基金に基づく事業は受付を行っている

ものの、その他の事業は未定との答弁で、道として、今後、業界の実態を踏まえ、適切な対策を講じていくべきと考えるわけでありますが、今後の対応について所見を伺います。

○鈴木知事 水産業への支援についてであります。国の「水産業を守る」政策パッケージは、事業の審査、採択までに一定の時間を要しますことから、道では、幅広い関係者の方々のニーズを的確に把握するとともに、今定例会で提案している消費拡大の緊急的な対策に加え、輸出促進に向けたプロモーションなどに取り組むこととしております。

国の支援策は、現在も、一部の事業を除き、採択要件や申請手続などの詳細が明確になっていないため、道としては、引き続き、情報の収集に努めるほか、統計データの提供や計画策定における助言など、申請者の方々に寄り添ったサポートを行うとともに、国に対し、地域の御意見や御要望をしっかりと伝え、本道の実情を踏まえた支援内容となるよう強く働きかけるなど、関係者の方々が各種の支援策を早期に活用し、安心して事業を継続できるよう取り組んでまいります。

○赤根広介委員 国の支援策の詳細が明確になっていないことを逆手に取って、さらなる支援の強化、本道の実情に合った支援策というものを国に強く求めていただきたいということを指摘させていただきます。

次に、食の輸出拡大戦略と道産品の振興についてであります。

今回の中国の輸入停止措置というカントリーリスクの教訓を踏まえ、五つの基本戦略として掲げる、品目の拡大や高付加価値化等が確実に実行され、海外販路の拡大につながるよう、腰を据えて戦略を練り直すべきと考えますが、今後の対応について伺います。

○鈴木知事 次期輸出拡大戦略についてであります。今般の中国の輸入停止措置の影響は非常に大きく、今後、食産業全体への広がりも懸念をされております。

輸出拡大による海外の成長力の取り込みは、本道経済の活力向上を図る上で重要でありますことから、道では、引き続き、国際情勢や本道の輸出を取り巻く状況を注視しながら、品目の拡大や輸出先国・地域の多角化など、リスク分散に配慮した次期戦略の年度内の策定に向け、業界や関係団体などの御意見を伺いながら検討を進めるとともに、その方向性を早急に取りまとめてまいります。

○赤根広介委員 次に、GXについてであります。

ラピダス社への水の供給に関連して、こうしたインフラ整備の関係で、知事は、今議会で、巨額な費用負担が見込まれるため、自治体のみの負担は困難、国の支援を求めたと述べていますが、巨額な費用負担とは、誰の何を想定したのか、認識を伺います。

○鈴木知事 費用負担についてであります。道では、2027年からの本格稼働に必要な水の確保に向け、専門的な見地から幅広い意見を聴取する有識者懇話会を設置し、その供給方法等について検討を進めてきたところであり、今般、苫小牧工水を水源候補地として決定いたしました。

また、排水については、ラピダス社の工場が建設される美々ワールドは、千歳市が管理する公共下水道の事業計画区域内にあるため、本格稼働時における下水処理については、市の公共下水道で処理する検討を進めております。

こうした用排水施設等のインフラ整備には、巨額な費用負担が見込まれ、自治体のみでは対応が困難なことから、道では、千歳市と共に国に対し財政支援について要望してきたところであります。

○赤根広介委員　そこで、北海道工業用水道事業においては、管の敷設については、全額、受益者負担ということでよいのか、確認します。

○鈴木知事　工業用水道事業に係る費用負担についてであります。道の工業用水道事業では、新規事業者から給水の申出があり、新たに施設整備が必要となった場合、その費用については、給水を申し出た者の負担としており、関係条例に基づき、企業局が実施主体となって送水管等を整備し、その費用の全部を当該事業者から分担金として徴収するか、当該事業者が自らの負担で送水管等を整備した後、企業局に無償で譲渡しているものと承知をしております。

○赤根広介委員　ただいま、費用負担について、現行の条例上の取扱いの御答弁をいただいたわけではありますが、今の両方の扱いは、いずれにしても道の負担は生じないという理解でよいのか、確認します。

○鈴木知事　費用負担についてであります。道としては、年内をめどに概算事業費等を精査し、ユーザーとなるラピダス社と協議を進めるとともに、国に対してあらゆる機会を捉えて財政支援を求めるなど、財源について必要な調整を行ってまいります。

○赤根広介委員　先ほど述べられた条例上の整備の手法でいけば、当然、道に何かしらの負担が生じるということは今までないはずなのですよ。そういう意味で、道の負担はないですかということを確認しているのですが、再度、見解を伺います。

○鈴木知事　費用負担についてであります。道としては、年内をめどに概算事業費等を精査し、ユーザーとなるラピダス社と協議を進めてまいります。また、国に対してあらゆる機会を捉えて財政支援を求めるなど、財源について必要な調整を行ってまいります。

○赤根広介委員　条例にのっとり整備する以上、その金額が幾らであろうと、道の負担というのは発生しないはずなのですよ。それをちょっと整理して答弁してください。

○鈴木知事　費用負担についてであります。苫小牧工水の利用に当たっては、従来は、企業局が送水管等を整備し、要した費用の全部を新規事業者から分担金として徴収するか、当該事業者が自らの負担の上で整備をし、完成後に企業局へ無償譲渡していると承知をしています。

いずれにいたしましても、道としては、年内をめどに概算事業費等を精査しまして、ユーザーとなるラピダス社と協議を進めるとともに、国に対してはあらゆる機会を捉えて財政支援を求めるなど、財源について必要な調整を行ってまいります。

○赤根広介委員　委員長、いいですか。工水を整備するに当たって、道の負担はないですよという確認をしているので、そこだけ明確に答弁してほしいのですよね。調整、協議だ云々というのは関係ない話なのです。道の負担がないのですよね。そこだけ明確に、ないですと答えてくれればいいのです。今まで、道がお金を出したとかありますか。これは結構大きな問題ですよ。

○鈴木知事　費用負担についてであります。道といたしましては、年内をめどに概算事業費等

を精査し、ユーザーとなるラピダス社と協議を進めます。国に対してもあらゆる機会を捉えて財政支援を求めるなど、財源について必要な調整を行ってまいります。

○赤根広介委員 少し角度を変えますけれども、今の答弁だと、非常に含みのある答弁で、あたかも、条例上の取扱い以外、道が何かしらの費用負担を考えているのか、そう想定さえされる答弁なのではけれども、その点の見解を伺います。

○鈴木知事 費用負担についてであります。道の工業用水道事業では、新規事業者から給水の申出があり、新たに施設整備が必要となった場合、その費用については、給水を申し出た者の負担としております。関係条例に基づき、企業局が実施主体となって送水管等を整備し、その費用の全部を当該事業者から分担金として徴収するか、当該事業者が自らの負担で送水管等を整備した後、企業局に無償で譲渡しているものと承知をしています。

いずれにいたしましても、道としては、年内をめどに概算事業費等を精査し、ユーザーとなるラピダス社とまだ何もお話をしていないわけでありますので、協議を進めるとともに、国に対してあらゆる機会を捉えて財政支援を求めるなど、財源について必要な調整を行ってまいります。

○赤根広介委員 金額が幾らだろうと、道が負担するという話にはならないのですよ。ユーザーと何の協議をするのですか、伺います。

○鈴木知事 費用負担についてでありますけれども、まずは、ユーザーとなりますラピダス社と協議を進めたいと考えております。国に対してあらゆる機会を捉えて財政支援を求めるなど、財源について必要な調整を行ってまいります。そして、年内をめどにその方向性をしっかり明らかにしたいと考えております。

○赤根広介委員 それでは、逆説的に言いますと、その協議の結果、ラピダスが苫小牧工業用水の整備をするに当たって、道が何かしらの財政負担をすることも可能性としてあり得るといふことなのですか、確認します。

○鈴木知事 費用負担についてですけれども、関係条例に基づき対応できるように、まず、ラピダス社と協議して、取組を進めていきたいと考えております。

○赤根広介委員 なので、条例上の取扱いであれば、道の負担は発生しないのですよ。何でそれを言い切れないのですか。何かラピダススペシャルみたいなことを考えていらっしゃるのですか。その辺をちゃんと明確にしたいのですよね。再度、答弁を求めます。

○鈴木知事 費用負担についてですけれども、苫小牧工水の利用ということで決定をしたところでありますので、まずは、その決定を経て、ユーザーであるラピダス社に対して協議ということでは。

では、その協議というのはどういうことなのかということですが、条例上、先ほど申し上げたような複数のパターンがありまして、そういうことも含めて協議をさせていただいて、ラピダス社は国からいろんな支援を受けていますから、道としても国に財政支援を求めながら協議をして、それで年内にその形というのを明らかにしたいということです。

○赤根広介委員 それは分かります。その中で道の負担というのはないと明確に言ってほしいだ

けなのです。協議したってしなくたって、条例上、道の負担はないでしょうという話です。そこだけ確認したいので、もう一回、そこだけ答弁をお願いします。

○鈴木知事 費用負担についてでありますけれども、関係条例に基づき協議をさせていただいて、年内にはお示しできるように進めてまいります。

○赤根広介委員 何かすっきりしない含みのある答弁で、いろんなことを想像せざるを得なくなってしまうのです。ただ、条例に基づく費用負担については、全額、事業者負担であるということは間違いありませんので、道の負担は生じないというふうに私は当然考えています。ラピダス社の巨額な負担額については、当然、国が支援する分には幾らでもどんどんどんどん、満額でも支援してほしいぐらいですから、そのことを道と一緒に国に求めていくというのは、むしろ頑張ってもらいたいということでもありますので、ちょっと腑に落ちないわけではありますが、いずれかの段階では、道の負担がないということを明確にさせていただきたいということは指摘させていただきます。

それで、ラピダス社が稼働された後、その周辺に関連する企業の集積を想定されているわけですが、企業が張りついた場合の水需要に対する供給方法はどのように考えているのか、それはそれで別に検討するということになるのか、将来的な二重負担ということにならないのか、懸念をするわけではありますが、所見を伺います。

○鈴木知事 水の供給についてであります。道では、2027年からの半導体製造の本格稼働や今後の関連産業の集積に向け、取水可能性等に関する調査を行っております。その中で、水の供給方法などに関する検討を行うほか、将来の工業用水需要を推計することとしております。

道としては、こうした調査の結果を踏まえ、ラピダス社の立地を契機とした関連産業の集積への対応についても、千歳市など周辺市町とも連携し、必要な検討、調整を行ってまいります。

○赤根広介委員 このことについては、まずはラピダス最優先ということで、その他についてはその後に考えるというような意味合いだというふうに思いますけれども、いずれにしてもしっかり対応していただきたいということは申し上げます。

そこで、水とともに大量の電力を消費するということでもありますので、各部審査で電力需要についてただしたところ、工場の生産コストに関連する重要な機密情報であることから、公表していないとの答弁でありました。

しかしながら、使用する電力の料金さえ明らかにしなければ、電力需要を公表しても何ら問題ないはずでありますし、そもそも同様に生産コストに関連するはずの水は公表できて、電力が公表できないという理屈は理解しかねるわけであります。

供給体制の検討は行われているのか、本当に大丈夫なのか、不安の声に対する知事の認識を伺います。

○鈴木知事 電力の供給についてであります。ラピダス社の電力需要については、工場の生産コストに関連する重要な機密情報でありますことから、公表はされておりませんが、同社では、再エネの積極的な活用を図ることとし、現在、電力事業者と協議、調整を進めていると承知して

おります。

電力は、暮らしと経済の基盤であり、道としては、今後の電力需給状況も注視をしながら、必要に応じ、国に対し安定供給の確保について求めるとともに、本道に豊富に賦存する再エネの最大限の活用に向け、取組を進めてまいります。

○赤根広介委員 ぜひ、道民生活や道内企業に支障のないように、道としてもしっかり対応していただきたいと思えます。

G Xの推進について、札幌の秋元市長は、会見で、投資を道内経済とどうリンクさせるかが重要、外から果実を持っていかれてはいけないと述べ、道外大資本が中心となることへの警戒感を示しております。

各部審査では、関連産業の道内への立地や道内企業の参入、さらには、関連する人材の確保育成、こういったものが課題との答弁がありました。当然、ごもっともなお話だと思えますが、こうした課題解決に道のトップとしてどのようにリーダーシップを発揮し、このG Xを持続可能な北海道の実現につなげていくのか、知事の所見を伺います。

○鈴木知事 G Xの推進についてであります。本道においては、国内随一の再エネポテンシャルを背景に、ラピダス社の次世代半導体製造拠点の立地が決まり、北海道が九州とともにデジタルインフラの中核拠点に位置づけられましたほか、洋上風力発電の有望な区域に5区域が選定をされ、また、北海道と本州を結ぶ新たな海底直流送電網の整備が示されるなど、G X投資が期待される様々な取組が動き始めているところであります。

私としては、こうした動きや北海道のポテンシャルを道内経済の活性化に確実につなげていくため、産学官金のコンソーシアムであるチーム札幌・北海道とも協力し、本道にできる限り多くのG X投資を呼び込むとともに、道内の事業者の方々に広く働きかけて参入を促進し、関連産業の道内におけるサプライチェーンの構築に取り組んでまいります。

○赤根広介委員 次に、観光振興に関して、初めにI Rについてであります。

選挙前の第1回定例会で、知事は、北海道らしいI Rコンセプトの構築については、コロナ禍もあり、中長期的な視点に立って検討するとされておりました。

今、コロナ禍が明け、観光税の議論も再開したわけであり、I Rの議論も再開されていても不思議ではないと考えますが、今後の対応について所見を伺います。

○鈴木知事 今後の対応についてであります。I Rは、民間投資や観光消費の拡大など、本道の発展に寄与する可能性が期待されるプロジェクトであります。近年のデジタル技術の進展、長期に及んだ新型コロナウイルスの影響や資材価格の高騰などにより、I Rを取り巻く投資環境や観光需要などの動向は大きく変化しつつあるものと認識しています。

このため、道としては、今後の社会経済情勢を見極めるとともに、事業者と実施協定を締結し、これから本格的な整備が始まる大阪や継続審査となっている長崎などの事例、さらには、今後の計画申請に関する国の動向などを十分注視しながら、中長期的な視点に立って、北海道らしいI Rコンセプトの構築など必要な検討を進めてまいります。

○赤根広介委員 約7か月前の答弁と全く変わらないわけでありませけれども、ラピダスの小池社長は、苫小牧市から石狩市までの一帯に最先端産業の集積を図る、いわゆる北海道バレー構想を掲げ、知事も賛同しているものと承知しています。

一方で、候補地の植苗地区とラピダス予定地は、新千歳空港を挟み、直線距離で約10キロメートルと近接をしておりますが、今後の検討に当たり影響はないのか、所見を伺います。

○鈴木知事 IRの候補地についてであります。前回、申請を見送った苫小牧の候補地とラピダス社の建設予定地は、比較的近距离にありますことから、仮に前回と同じ場所を候補地とする場合には、集客や取水、電力確保など、様々な影響を把握する必要があるものと考えています。

いずれにいたしましても、道としては、北海道らしいIRコンセプトの構築に向け、中長期的な視点に立って検討を進めてまいります。

○赤根広介委員 私は、改選前の4年間、やれるための議論をしっかりと進めていこうということで、このIRについて相当議論を重ねさせていただきましたが、今の知事の答弁は、3年ほど前からずっと変わっていないわけなのですね。

そこで、計画的に、次のIRの申請に挑戦するのであれば、逆算していくと、実はもう7年後に迫ってきているのですよね。

そこで、まず、知事に今日確認したいのは、平成31年4月に公表された基本的な道の考え方では、苫小牧市の候補地を優先することが妥当とされているわけでありませますが、先ほどのプレスト1・7じゃないですけれども、様々、コロナもあり、こうしてラピダスも来た中で、当時の5年前の考え方が知事の中ではまだ生きているものなのか、それとも、全くないものと考えているのか、まず、この点の認識を伺います。

○鈴木知事 IRについてであります。道としては、前知事時代にお示しをした基本的な考え方も踏まえつつ、その後の社会経済情勢や、大阪など先行地域の取組状況などを参考としながら、中長期的な視点に立って、北海道らしいIRコンセプトの構築など検討を進めてまいります。

○赤根広介委員 そうであれば、まず、この基本的な考え方の大幅な見直し自体が必要じゃないかと私は思うのですが、その点の所見を伺います。

○鈴木知事 IRについてであります。基本的な考え方の更新の必要性については、今後、判断をしてまいります。

○赤根広介委員 まだその判断ができていないという時点で、しっかり検討が進んでいないということの裏返しだと私は思いますので、まず、スタートラインをしっかりとしなければ、計画的な中長期のコンセプトも決められませんので、そこはしっかり取り組むよう強く今日も指摘をさせていただきます。

先般、唐突に「HOKKAIDO LOVE! 割」の期間延長が打ち出されましたが、これはこれで執行残の予算活用ということで私も賛同するところでもあります。

一方、観光業界の抱えている人手不足など、現状をどう認識しているのか、また、冬季に向か

って新たな対策を講じる考えはないのか、所見を伺います。

○鈴木知事 観光振興について、今後の対策などについてであります。観光業界は、コロナ禍で甚大な影響を受けた業種の一つであり、観光需要が回復基調にある中、人手不足や資金繰りの悪化に加え、原材料価格の高騰や電気料金の値上げなども重なり、今なお大変厳しい経営環境にあるものと認識をしております。

このため、道では、補正予算に提案させていただいた、宿泊業の経営改善のための設備投資への支援などにより、当面の人手不足やエネルギー価格高騰の影響を抑えていくとともに、「HOKKAIDO LOVE!割」の追加実施により、閑散期における需要喚起を図っていくほか、観光振興機構や交通事業者等と連携し、冬の北海道を全国にPRするキャンペーンなどに取り組むこととしております。今後、取りまとめられる国の経済対策の検討状況も見据えながら、機動的に対応を行ってまいります。

○赤根広介委員 最後に、労働政策についてであります。

知事は、全国知事会の休み方改革プロジェクトに名を連ねておりますが、このプロジェクトにはどのような視点から参加することとしたのか、また、休み方改革に対する認識を伺います。

さらに、本年6月、このPTのリーダーであります愛知県知事から国へ、休み方改革の推進に向けた提言がなされました。新たな活力を生み出すときと考えますが、この提言に対する知事の受け止めに伺います。

また、教育委員会所管審査でこの休み方改革について伺ったところ、道教委としては、仕組みづくりの先行事例を収集しながら、メリット、デメリットについて検討してまいるとの答弁であり、いずれにしても、検討を進めるためには、幅広く全庁的な対応が不可欠と考えますが、今後の取組に対する知事の決意を伺い、質問を終わります。

○鈴木知事 全国知事会の取組についてであります。全国知事会では、昨年、愛知県知事の提案を受け、休暇取得の在り方の見直しなどを通じ、国民全体のワーク・ライフ・バランスの充実と生産性の向上による日本経済の活性化の実現を目指すプロジェクトチームを設置したところであります。

このプロジェクトで検討を進める休み方改革は、休暇取得の分散化や労働生産性の向上などの効果が期待され、道外では38都府県がこのプロジェクトチームに参画しており、道としては、働き方改革はもとより、滞在型観光やワーケーションなどの関連施策の推進にも資することから、メンバーとして参画をしております。

次に、提言の受け止めについてであります。本年6月に取りまとめた全国知事会による「「休み方改革」の推進に向けた提言」においては、休日を柔軟に設定できる環境づくりや有給休暇の取得促進などについて、国、地方公共団体、労働団体、教育関係団体等がそれぞれの役割分担の下、連携協力して取り組むこととされております。

こうした取組が全国で展開されることは、国民全体の生活を豊かにするだけでなく、仕事の質を高め、ワーク・ライフ・バランスの充実へとつながるものと考えております。

次に、今後の取組についてであります。全国知事会の提言は、国民運動として、ワーク・ライフ・バランスの充実と、それによる生産性の向上を図り、日本経済の活性化の実現を目指す重要な取組であります。

道としても、これまで、企業における有給休暇の取得促進、グリーン・ツーリズムといった道民の余暇活動の促進、北海道型ワーケーションの展開、「HOKKAIDO LOVE!割」等による閑散期の観光需要の喚起などの取組を、事業者や関係団体等と連携を図りながら進めてきたところであります。

引き続き、国の検討状況や全国知事会としての取組状況を踏まえながら、有給休暇の取得促進をはじめ、休暇を柔軟に取得し、家族と一緒に過ごすことのできる環境づくりなどの取組を進め、豊かな生活の実現に加えて、需要の平準化による経済効果の向上を目指してまいります。

○赤根広介委員 ありがとうございます。

終わります。

○村木中委員長 以上で赤根委員の総括質疑は終了いたしました。

総括質疑の続行であります。

中野渡志穂君。

○中野渡志穂委員 私からは、物価高騰対策について、本道の国際化について、種子の安定生産等について、北海道食の輸出拡大戦略について、この4点について、以下、簡潔に知事に伺います。

まず、物価高騰対策についてであります。

国は、さきに新たな総合経済対策の策定に着手されました。その内容として、急激な物価高騰が続く中、ガソリンや灯油などの燃料油や電気・ガス料金の激変緩和措置等を柱とした物価高騰対策をはじめ、持続的な賃上げと地方の成長、国内投資の促進、人口減少対策、国土強靱化など、安全・安心対策の5本柱が示されております。

本道における現下の経済状況については、さきの予算特別委員会での質疑においても明らかにされておりますが、例えば、物価高騰については、道内の中小企業の約9割を超える企業が影響があると回答しているとのことでもあります。

道民の暮らしや事業者の経営は極めて厳しい状況にあるものと考えます。このような中、物価も高騰を続け、年末に向けてさらに厳しい事態が懸念されるものであります。

そこで伺います。

まず、知事は、今回の国の経済対策について、どのように受け止められているのか、伺います。

○村木中委員長 知事鈴木直道君。

○鈴木知事 国の対応への受け止めについてであります。国は、経済成長と分配の好循環を目指し、物価高から国民生活を守る、国内投資の促進など、五つの柱立てによる新たな経済対策を10月末をめどに取りまとめると承知しております。

今後、本道は、本格的な冬を迎える中で、エネルギー価格や物価の高騰が長期化し、道民の皆様の暮らしや事業者の方々の経営はさらに厳しくなることが懸念をされますことから、私といたしましては、このたびの国の総合経済対策に、道民の皆様や事業者の方々の負担の軽減につながる施策や、社会経済活動の回復を後押しする施策が盛り込まれることを期待しているところでございます。

○中野渡志穂委員 道といたしましても、道民の期待に応え、暮らしを守るために、必要なことをしっかりと国に要請していかねばなりません。

次に、今後の対応について伺ってまいります。物価高騰の長期化により、道民の生活が大変厳しい状況にありますほか、中小・小規模事業者におきましても、物価高騰の影響に加えて、コロナ禍におけるゼロゼロ融資の返済が始まるなど、引き続き厳しい状況にあるものと考えます。

このような中、道民の生活を守り、事業者の経営を支えるためにも、国の経済対策も踏まえた対策を早急に講じる必要があるものと考えます。

今後、道としてどのように対応されるのか、併せて所見を伺います。

○鈴木知事 今後の対応についてであります。道民の皆様や事業者の方々の社会経済活動の回復を後押しするためには、その生活や経営を支えるといった観点から、物価高騰による影響の軽減や道内産業の活性化に向け、適切に対応する必要があると認識をしております。

道としては、国が検討を進めている総合経済対策の動向も見据えながら、今定例会の閉会后、速やかに経済対策推進本部を開催し、私からさらなる対策の検討を指示するとともに、国に対し必要な措置を要請するなど、道民の皆様の暮らしを守り、事業者の方々の経営への負担軽減や体質の強化が図られるよう、一層の支援に努めてまいります。

○中野渡志穂委員 では、次に、本道の国際化について伺います。

まず、JICAとの連携についてであります。

各部審査でも申し上げましたが、本格的なグローバル化が進む中、海外に多くの拠点を有し、豊富な国際交流の経験やノウハウを有するJICAとの連携は、道が、今後、国際交流の推進や多文化共生社会を進める上で非常に重要であるものと考えます。

国際情勢が大きく変化する中、JICAとの連携について、なお一層強化すべきと申し上げてきたところでありまして、これに対し、道は、今後とも、JICAとの連携を進め、本道のグローバル化を推進するなど答弁されました。

そこで伺います。

まず、改めて、JICAとの連携協定の意義、役割について、どのような所見をお持ちなのか、伺います。

○鈴木知事 JICAとの包括連携協定についてであります。経済や社会のグローバル化が進展する中で、本道の国際化は、地域における国際理解の促進による多文化共生社会の形成や海外の成長力の取り込みによる本道経済の活性化の観点から、大変重要であると認識をしております。

道では、こうした認識の下、国際化政策を進めていくためには、国際交流機関と連携した取組を推進していくことが有効と考え、昨年2月にJICAと包括連携協定を締結したところでございます。

道としては、海外との豊富な交流ノウハウや国際的なネットワークを持つJICAに御協力いただき、連携協定のスキームを生かし、双方の知見や人材を活用した交流を進めることで、外国人材の受入れ拡大や共生をはじめ、グローバル人材の育成、さらには、グローバルリスクに関する情報の共有などに取り組み、本道の国際化による地域の持続的な発展につなげてまいります。

○中野渡志穂委員 多文化共生社会や経済活性化の観点からも、国際化は重要とのことでありますが、では、今後の取組について伺います。

本協定では、外国人材の受入れ拡大や共生等の推進を通じて、本道の発展に取り組むなどありますけれども、今、本道においては、1次産業をはじめ、バスやタクシー、運輸、流通、観光、建設業など、ありとあらゆる分野で人材不足が指摘されております。

一方で、全国屈指の馬産地でもある日高管内において、例えば、人口1万1000人余りの浦河町には、インド人を中心に約400人の外国人が暮らしており、その多くが馬産業に従事していると承知しております。

町では、外国人が暮らしやすい環境を整え、定着してもらえるよう、関係者を対象としたセミナーを開催するなど様々な取組を行っており、今後、人手不足に悩む他の様々な分野においても、外国人の活躍が期待されるとのことであります。

道としても、本協定を踏まえ、今後、具体的な取組を進めていくべきと考えますが、所見を伺います。また、少なくとも道として中長期の目標を策定すべきと考えますが、併せて知事の所見を伺います。

○鈴木知事 今後の国際化に関する取組についてであります。道では、本道の国際化に向け、現行の総合計画では、外国人居住者数を、2014年の約2万3000人から2025年には5万1000人以上とする目標値を設定し、各般の取組を進めてきており、こうした中で、直近の外国人居住者数は、コロナ禍から着実に回復をし、昨年12月末現在で過去最高の約4万5000人となっております。

本道では、こうした動きに加え、人口減少による労働力不足も重なり、外国人居住者は、引き続き増加が見込まれるものと認識し、目標値の達成に向け、JICAが持つ知見を活用しながら、外国人の受入れに関する各地域での対応力の向上が必要と考え、外国人の方々からの多言語での相談機能の充実や受入れ体制の強化に向けた市町村での研修会、日本語教室の開催などへの支援を行い、本道の国際化を地域の活性化につなげてまいります。

○中野渡志穂委員 ありがとうございます。

多言語での相談機能の充実、受入れ体制強化の研修会、日本語教室の開催などへ支援を行っていただけるということで、よろしく願いいたします。

続きまして、種子の安定生産について伺います。

我が国の食料基地を目指す本道において、食を支える最も重要な基盤の一つである種子の生産確保は、極めて重要な課題と考えます。

今日、世界的な気候変動の影響やロシアのウクライナ侵攻による食料の確保が懸念される中、道では、第6期農業・農村振興推進計画において、2030年を目標年とし、食料自給率や作物の生産量などについての目標値が掲げられております。

我が国の食料安全保障を考えていく上でも、国内の自給率が低い小麦や大豆などを中心に、生産を拡大していくことが一層求められると考えております。

こうした観点から、各部審査において、平成31年に制定されました種子条例などについて質問したところでありますが、本道農業が、我が国最大の食料供給地域として、その役割をしっかりと果たしていくためにも、我が党としては、種子の生産が食料生産の根幹にあると考えております。

そこで伺います。

知事は、種子生産の重要性をどのように認識し、これまでどのように取り組んできたのか、所見を伺います。

○鈴木知事 種子生産についてであります。本道の農業が将来にわたって持続的に発展をしていくためには、作物生産の基礎となる優良な種子を安定的に生産し、供給していくことが大変重要であります。

このため、道では、種子は道民の貴重な財産であるとの考えの下、平成31年4月に、北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例を制定したところであります。

本条例において、道は、種子生産に関する施策を総合的かつ計画的に実施することとされ、道総研などの品種の育成者は、優良な品種と種子の提供、農協などの種子生産者は、適正な栽培による優良種子の安定生産に取り組むことが責務として規定をされており、これまで、それぞれの機関、団体が役割に応じた取組を実施しながら、優良な種子の安定的な生産と供給に取り組んできたところでございます。

○中野渡志穂委員 道総研や農協などが責務として取組を行ってきてくださったということでございますけれども、では、次に、災害などに備えた体制整備等、今後の取組について伺ってまいります。

食料の安定供給を図るためには、優良な種子を安定的に生産、供給していくことが重要と考えます。そのためには、産地の種子需要にしっかりと対応していただくだけではなく、近年、温暖化などによる気候変動の中、予想を超える大雨による浸水、強風による施設の損壊や停電など、想定を超えた様々なリスクに備えた体制整備が重要であり、急務であると考えます。

さきの予算特別委員会での質問に対しまして、道は、予想を超える大雨による浸水、地震や強風による施設の損壊や停電などのリスクに備えて、バックアップ施設の検討など、種子の保管体制の充実を進めていく必要があると述べられました。

今後、種子生産に具体的にどのように取り組んでいくのか、知事の所見を伺います。

○鈴木知事 今後の取組についてであります。道では、道民の貴重な財産である主要農作物等の種子について、災害や停電などのリスクから守るため、関係機関・団体で構成する種子生産の在り方検討部会において、優良種子の民間施設の活用も含めた備蓄体制などについて検討を進めてきたところでございます。

道としては、こうした検討を踏まえ、今年度中に一定の方向性を取りまとめた上で、種子の適正な備蓄量の確保や保管体制の分散化、温度や湿度といった最適な備蓄環境の整備などに順次取り組み、農業者の方々が必要とする健全で優良な種子の生産と安定的な供給を図ってまいります。

○中野渡志穂委員 ありがとうございます。

大変重要なことでもありますので、どうか早急に進めていただきますようよろしくお願いいたします。

次に、北海道食の輸出拡大戦略についてであります。

道は、さきに、新たな輸出拡大戦略についての見直し方針を凍結したものと承知しております。その理由は、先般、ALPS処理水の海洋放出を契機とし、北海道にとって最大の輸出国である中国が、日本産の全ての水産物の輸入を全面停止すると発表したことにより、深刻な影響が懸念されることなどがあるものと考えます。

これまで、ホタテやアキサケ、ナマコなどといった道産水産物の多くは、中国をはじめ、多くの国々に輸出し、漁業経営の安定に大きく寄与してきたものと承知しております。

しかしながら、今回の中国の発表は、特に中国への輸出が多い道産ホタテを扱う漁業者や水産加工業者などに影響を与えているものと考えます。

そこで伺います。

まず、道は、新たな食の輸出拡大戦略の策定の予定について、どのように考えられているのか、伺います。

○鈴木知事 次期輸出拡大戦略についてであります。今般の中国の輸入停止措置は、漁業のみならず、加工・流通業に大きな影響を及ぼしているほか、今後、食産業全体への広がりも懸念をされております。

道では、輸出の拡大により、海外の成長力を取り込むことは、本道経済の活性化を図る上で重要であるとの認識の下、輸出に意欲を持つ事業者の皆様や業界団体などが切れ目なく海外販路の拡大に取り組んでいけるよう、品目の拡大や輸出先国・地域の多角化など、グローバルリスクの対応を含めた次期戦略の年度内策定に向け、今後の方向性を早急に取りまとめてまいります。

○中野渡志穂委員 年度内策定との御答弁でございました。

では、今後の取組についてであります。本道における食の輸出の拡大を図るためにも、道は、国内消費の拡大はもとより、輸出商品の品目の多様化に向けた商品開発や、輸出先の多様化などに早急に取り組まなければならないものと考えます。このためには、輸出国に応じたHACCPへの対応を含め、生産現場から加工流通などに関し、庁内関係部局がなお一層連携を図り、

取組を進めることが重要と考えます。

今後、どのような取組を展開されようとしているのか、伺います。

○鈴木知事 今後の取組についてであります。道産食品の海外販路の拡大に向けては、輸出先国の規制や輸送の効率化などへの対応が課題となっており、道では、米国やEUへの輸出に向け、HACCP認証に向けた講習会の開催や小口混載輸送体制の構築などに官民が連携しながら取り組んでまいりました。

今後とも、品目の拡大や輸出先国・地域における販路の拡充に向け、食の輸出拡大戦略推進本部を構成する庁内関係部局はもとより、ジェトロや民間事業者を含めた関係機関ともより一層連携しながら、道産食品の輸出拡大に取り組んでまいります。

○中野渡志穂委員 終わります。

○村木中委員長 以上で中野渡委員の総括質疑は終了いたしました。

総括質疑の続行であります。

丸山はるみ君。

○丸山はるみ委員 通告に従って、質問をしてまいります。

まず、予期せぬ妊娠や出産に悩む女性の相談支援についてお聞きします。

道の委託事業として昨年12月に開設されました、にんしんSOSほっかいどうサポートセンターへ寄せられた相談件数は、本年7月までに実に1000件を超えています。これほど多くの相談が寄せられている現状について、知事はどのようにお考えでしょうか。また、これまでの施策効果をどのように分析しているのか、併せて伺います。

○村木中委員長 知事鈴木直道君。

○鈴木知事 相談支援についてであります。道ではこれまで、道立保健所に、女性の健康サポートセンターを設置し、予期せぬ妊娠などで孤立した方の相談に応じてきたところですが、経済的な困窮やDVなど、様々な悩みを抱える若年妊婦の方などが増えており、こうした方々を孤立させないことが重要との思いから、相談機能を強化するため、昨年12月に、にんしんSOSほっかいどうサポートセンターを設置したところがあります。

このセンターでは、電話による夜間及び休日の相談対応のほか、SNSを活用した24時間の相談を受け付けており、この取組を若い世代の方々に知っていただけるよう、様々な場を活用しながら幅広い周知に努めてきたところであり、こうした活動が若年妊婦をはじめとした困難を抱える方々への寄り添った必要な支援につながっていくものと考えております。

○丸山はるみ委員 北海道が委託しているのは、平日の夜間と土日、祝日の相談窓口です。それ以外にも、社会福祉法人では、独自に24時間365日の相談対応、それから、居住スペースの確保や同行支援といったワンストップ型の支援を行っています。

分科会審議で、こうしたワンストップ型支援を行っている事業所は、この委託法人だけというふうに答弁されました。

知事は、こうしたワンストップ型支援の必要性和意義をどのように考えているのか、お答えく

ださい。

○鈴木知事 相談支援の在り方についてであります。予期せぬ妊娠などに悩む若年妊婦等の方々は、複雑な問題を抱える場合が多く、生活の場所の確保や産科医療機関等への同行支援など、個別の悩みに応じて支援につなげる活動は重要と認識しています。

道としては、にんしんSOSほっかいどうサポートセンターを委託する法人の独自の活動内容も伺うなど、連携を密にしながら相談支援を進めており、今後とも、委託法人はもとより、市町村や関係機関、様々な民間の支援団体等と連携した地域での受入れ体制の確保を図り、相談者の方々の事情に寄り添った継続的な支援に努めてまいります。

○丸山はるみ委員 こうした支援につなげる活動が重要というふうに答弁いただきました。

もし、このようなワンストップ型の支援を行う事業所が道内に一つもないということになれば、どのような影響があるというふうに考えるか、お答えください。

○鈴木知事 相談支援の在り方についてであります。予期せぬ妊娠などに悩む若年妊婦等の方々は、複雑な問題を抱える場合が多く、個別の悩みに応じて支援につなげる活動は重要と認識しており、今後とも、委託法人はもとより、市町村などと連携した地域での受入れ体制の確保を図り、継続的な支援に努めてまいる考えであります。

○丸山はるみ委員 こうした相談窓口が必要なのだという認識だと理解をいたしました。

一方、道立保健所は、女性の健康サポートセンターを設置しています。

こちらでは、平日の日中帯の相談を受け付けておりますけれども、昨年度、こちらに寄せられた妊娠、出産に関する相談件数は、1年で104件と、委託法人の相談件数と比較しますと、格段に少ないということになっています。

分科会審議では、道は、相談件数が少ない要因として、行政機関に対する抵抗感や心理的なハードルの高さがあると理由を挙げておりましたけれども、そうであれば、この解消のために何が必要と考えるか、お答えください。

○鈴木知事 行政機関等への相談についてであります。にんしんSOSほっかいどうサポートセンターが対応した相談者の方々の中には、行政機関に対する抵抗感や心理的なハードルの高さを感じている方がおられると伺っているところであります。

こうした中、女性の健康サポートセンターにおいては、妊娠のほか、不妊治療や思春期の悩みなど、女性の健康相談に総合的に対応してきておりますことから、道としては、気軽に安心して利用いただけるよう、相談者の方々のニーズなども伺いながら、このセンターのより一層の周知に努め、相談体制の充実に取り組んでまいります。

○丸山はるみ委員 にんしんSOSほっかいどうサポートセンターの今後の支援体制についてお聞きしたいのですが、社会福祉法人の24時間365日の相談事業は、道の委託事業のほか、財団法人の助成金で運営されています。しかし、助成金は本年度で打ち切られるということが決定しているのです。

本事業の意義については、これまでの議論で明らかになっています。北海道総合計画に、「安

心して子どもを生み育てることができる環境づくりの推進」を掲げる知事として、現状の相談支援体制の縮小を容認することはあってはならないというふうに思います。

道の責任で、24時間365日の相談体制、ワンストップで今やっている支援を実施していく必要があると思うのですが、知事の認識を伺います。

○鈴木知事 相談支援体制についてであります。にんしんSOSほっかいどうサポートセンターでは、夜間や休日の電話相談やSNSでの相談を年中無休で受けながら、予期せぬ妊娠など、複雑な悩みを抱える若年妊婦等の方々の個別の事情に応じた必要な支援を行ってきております。

道としては、こうしたサポートセンターの取組と併せ、委託法人による独自の活動についても意見交換を行い、連携を密にしながら事業を進めているところであり、今後とも、若年妊婦等の方々に寄り添いながら、適切に支援を行うことができるよう、相談支援体制の確保に取り組んでまいります。

○丸山はるみ委員 この相談支援窓口の事業は、高く評価しているのです。そして、今、相談支援体制の確保というふうに答弁いただきました。ただ、今現在、窓口を設置している社会福祉法人は、今年度で財団法人の助成金が打ち切られるということで、大変苦しい状況なのです。

若い女性が出産後間もない乳児の命を奪ってしまう事件が後を絶たず、年間に何件か起きているところです。しかし、相談窓口につながれば、行政につながるすることができます。行政につながれば、我が子の命を奪うことはなく、犯罪者となることもありません。

知事がこの事業を続けると決断すれば、相談につながった人の子の命は守られます。親子のその先の人生が紡がれていきます。北海道の責任を果たすという意味でも、来年度も同様の支援を続けていただきたい。知事のお考えをもう一度お願いいたします。

○鈴木知事 相談支援体制についてであります。道としては、今後とも、委託法人の活動内容を伺うなど、連携を密にし、予期せぬ妊娠などに悩む若年妊婦等の方々に寄り添いながら、適切な支援につながるよう、相談支援体制の整備に取り組んでまいります。

○丸山はるみ委員 よろしく申し上げます。

次の質問に移ります。

泊原発の安全対策と避難計画等についてお聞きします。

分科会審議で明確な答弁がなかったため、改めて確認しますが、UPZ内の放射線防護施設以外の屋内退避施設となり得る社会福祉施設での要配慮者の受入れ訓練を行っている施設はあるのでしょうか。

○鈴木知事 避難に当たって支援が必要な方の受入れ訓練についてであります。道の原子力防災計画では、避難等の指示があった区域内の住民のうち、健康上の理由などから避難よりも屋内退避を優先することが必要な要支援者は、一旦、近傍の放射線防護施設等に屋内退避を行うこととしており、避難先での受入れ体制が整えられた後に、健康状態に十分配慮し、順次、避難を行うものとしているところであります。

このため、原子力防災訓練では、こうした要支援者を想定した放射線防護施設での受入れ訓練

をP A Z内で繰り返し実施してきているところであります。

U P Z内に所在するこれらに該当しない社会福祉施設では、これまで受入れ訓練は実施をしていないところではありますが、訓練の状況については、別途、動画配信をするなど、多くの方々が視聴可能となるよう取り組んでいるところであります。

○丸山はるみ委員 訓練状況の動画を配信しているとはいえ、今申し上げているような社会福祉施設での要配慮者の受入れ訓練を実施していないということは、原子力防災に責任を持つ道としてあまりに無責任ではないでしょうか。

町村と社会福祉施設任せになっているこうした実態を早期に改めるべきではないか、そのことについてお考えをお答えください。

○鈴木知事 避難に当たって支援が必要な方の受入れ訓練についてであります。道としては、今後とも、健康上の理由などから屋内退避を優先することが必要な要支援者を想定した放射線防護施設での受入れ訓練をP A Z内で実施することを基本としながら、こうした訓練の状況については、動画配信するなど、訓練に参加することができなかつた方々へも広く周知が図られるように取り組んでまいります。

○丸山はるみ委員 昨年、知事は総括質疑で、医療機関や施設の避難計画について道と各市町村との間で共有していないと答弁していますが、計画について町村と共有していると、今回、これまでの答弁を翻しています。

しかし、避難計画本体を直接確認したかどうか、明言がありませんでした。何をどのように共有、確認し、訓練に反映をしたのか、お答えください。

○鈴木知事 医療機関などの避難計画についてであります。医療機関や社会福祉施設の避難計画については、原子力防災の関係法令及び国が示すマニュアル等において、道や町村と共有する仕組みにはなっていないものの、計画の実効性をより高めるため、昨年度、道が175施設のうち157施設から計画の提出を受け、U P Z内の13町村と共有をしたところであり、今年度は、残る施設からも提出をいただくよう依頼しているところでございます。

提出された計画の内容については、施設が立地する各町村において、地域防災計画との整合性などを確認するとともに、各施設においては、道及び関係町村が主催する原子力防災訓練に参加し、それぞれの避難計画に基づき、職員の役割を確認していただくなどして、原子力災害時の入院患者や入所者の安全確保に努めているところでございます。

○丸山はるみ委員 私どもの調査によると、岩内町では、福祉避難所としての機能を併せ持つ社会福祉施設等が策定する原子力災害対応マニュアルにおいて、避難を行うのに支援が必要な方たちの人数等を把握するため、町内の要配慮者全員の個別避難計画を2025年までに策定予定と伺っています。これは、岩内町の独自努力で進められていると聞いてきました。

道は、原子力防災計画を策定し、その実行の責任を負っているはずですが、道自身も、町村と要配慮者の情報を共有して、発災時に備えておくことが必要ではないかと思うのですけれども、見解を伺います。

○鈴木知事 避難行動要支援者に係る個別避難計画についてであります。平成25年の災害対策基本法、いわゆる災対法の改正により、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等、避難行動要支援者に係る名簿の作成が市町村の義務とされ、関係町村においても既に作成を終えているところでございます。

さらに、令和3年の災対法の改正により、避難行動要支援者については、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされたところであり、関係町村においても、その作成に向け取り組まれているものと承知をしております。

道では、原子力災害に係る個別避難計画の作成等に当たっての留意点について関係町村に通知をするとともに、計画策定に係る説明会を開催するなどしているところであり、今後とも、避難行動要支援者の円滑な防護措置の実施に向け、関係町村において計画が早期に作成されるよう取り組んでまいります。

○丸山はるみ委員 北海道は、社会福祉施設等が抱える現状の課題の是正について、研修の場で話を聞いてきたというふうに答えていますけれども、現場は、日々の業務に追われて、研修に参加することも困難、対応することもままならないというのが現状だと聞いてまいりました。

現場の苦労に寄り添うならば、道自ら直接、施設等に出向き、課題把握等を行うべきと考えますけれども、これまでこうした訪問をした実績についてお答えください。

○鈴木知事 社会福祉施設等の防災対策についてであります。道では、これまで、放射線防護施設の担当者や民間事業所の担当者に向けた研修の場を活用し、職員の皆様から防災対策などに関するお話を伺う場面を設けるなどしてきたほか、昨年度は、放射線防護施設の研修を行う際、会場を提供していただいた余市町の障がい者支援施設に道の担当職員が直接訪問し、施設等の方々の声を伺う機会の確保にも努めたところでございます。

道としては、引き続き、関係町村とも連携し、様々な機会を捉え、社会福祉施設等の方々の声を丁寧に伺いながら、今後の防災対策に生かしてまいります。

○丸山はるみ委員 今の答弁ですと、これまでの訪問実績としては、昨年度の余市の障がい者支援施設1か所というふうに理解をしたところでございます。

北海道総合計画の策定に当たっては、道自ら学校等へ出向いて若者の意見を聞いているということでしたが、これと比べると大違いだというふうに思うのです。

施設側の負担を考慮するならば、原子力防災計画を策定した道自ら社会福祉施設に出向いて、直接、声を聞く姿勢を示すべきではないでしょうか、お答えください。

○鈴木知事 社会福祉施設等の防災対策についてであります。道としては、対策の実効性を高めるためには、施設等の方々の声を直接伺うことは重要であると考えており、引き続き、関係町村とも連携し、様々な機会を捉え、社会福祉施設等の方々の声を丁寧に伺いながら、今後の防災対策に生かしてまいります。

○丸山はるみ委員 もう一つ、町村も社会福祉施設も、広域避難や物資の備蓄については道の責任でやっていただきたいとの声が寄せられています。

今回指摘した課題を精査し、道として責任ある計画とするべく、実態把握と見直しを行うべきではないかと思いますが、お考えをお聞かせください。

○鈴木知事 原子力防災対策についてであります。道としては、万が一の原子力災害に備え、政府の原子力防災会議で了承された「泊地域の緊急時対応」に基づき、国、関係自治体、防災関係機関と一体となって、住民の皆様の避難や必要な物資の供給を行う体制の確保などに取り組んでいるところでございます。

道としては、今後とも、関係町村などと連携をし、防災計画等について必要な見直しを行うなど、原子力防災対策に終わりはないとの認識の下、その充実強化に取り組んでまいります。

○丸山はるみ委員 終わります。

ありがとうございました。

○村木中委員長 以上で丸山委員の総括質疑は終了いたしました。

以上で総括質疑は終結と認めます。

これをもって、付託議案に対する質疑並びに質問は全て終結いたしました。

お諮りいたします。

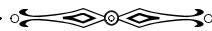
付託議案に対する意見の調整は理事会において行うことといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村木中委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後5時58分休憩



午後6時1分開議

○村木中委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの理事会において付託議案に対する意見調整を行いました結果、議案第1号ないし第4号につきましては、いずれも原案のとおり決すべきとの結論を得た次第でございますので、御報告申し上げます。

お諮りいたします。

別に御発言もなければ、本件は、いずれも原案可決とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村木中委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号ないし第4号につきましては、いずれも原案可決と決定いたしました。

お諮りいたします。

付託議案に対する審議経過及び結果に関する委員長報告文につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【予算特別委員会 10月4日 第2号】

○村木中委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

これをもって、本委員会に付託されました議案の全部を議了いたしました。

1. 委員長の閉会の挨拶

1. 閉 会

○村木中委員長 本委員会を閉じるに当たり、一言御挨拶申し上げます。

本委員会は、9月27日に設置以来、令和5年度北海道一般会計補正予算を中心に、道政全般にわたり審議を尽くされ、本日ここに一切の審査を終了することができましたことは、菅原副委員長、久保秋、浅野両分科委員長をはじめ、委員各位の御協力によるものであり、心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

以上、簡単ではありますが、御挨拶といたします。

これをもって閉会いたします。（拍手）

午後6時3分閉会